

日野町認定こども園整備基本構想

令和7年8月

滋賀県 日野町

目 次

日野町町民憲章・ひのっこ宣言	1
----------------	---

第1章 はじめに	2
----------	---

1. 本基本構想の趣旨・目的	2
2. 本基本構想の位置付け	2
3. 本基本構想の策定体制	3
(1) 日野町認定こども園整備基本構想策定委員会	3
(2) 日野町認定こども園整備基本構想連携会議	3
4. 本町教育方針	8

第2章 幼児教育保育施設の現状と課題、今後の見通し	10
---------------------------	----

1. 本町の幼児教育保育施設の現状と課題	10
(1) 幼児教育保育施設の分布状況	10
(2) 施設整備状況	11
(3) 施設利用状況	11
(4) 就学前人口、保育士・教諭等の推移	15
(5) 待機児童の状況	15
(6) 幼児教育保育の課題	17
2. 今後の利用幼児数の見通し	19
(1) 本町の人口推移	19
(2) 18歳未満人口の推移	20
(3) 将来の子ども人口推計	21
(4) 入園希望予定数に対し、再編後の受入れ可能人数と保育士数	23

第3章 幼保連携型認定こども園	25
-----------------	----

1. 認定こども園に求められる役割	25
(1) 国が示す考え方	25
(2) 国が示す園の4つの類型	26
2. 日野町認定こども園	27
(1) 日野町認定こども園（新こども園）のあり方	27
(2) 日野町認定こども園（新こども園）のコンセプト	29
(3) 日野町認定こども園（新こども園）の整備方針（5つの柱）	31

第4章 施設整備基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

1. 新こども園整備予定地・・・・・・・・・・	3 4
(1) 整備候補エリアの抽出・・・・・・・・・・	3 5
(2) 整備候補地の抽出・・・・・・・・・・	3 8
(3) 整備予定地の選定・・・・・・・・・・	3 9
2. 新こども園に配置する諸室・・・・・・・・・・	4 4
(1) 新こども園の全体像・・・・・・・・・・	4 4
(2) こども園における基本的な諸室の整理・・・・・・・・・・	4 5
(3) 新こども園への配置を検討する諸室の設定・・・・・・・・・・	4 8
3. 新こども園の規模・・・・・・・・・・	5 0
(1) 園舎規模の設定・・・・・・・・・・	5 0
(2) 各諸室等の必要面積の想定・・・・・・・・・・	5 0
4. 新こども園の配置・・・・・・・・・・	5 1
(1) 施設内配置方針の設定・・・・・・・・・・	5 1
(2) 園舎内機能配置方針の設定・・・・・・・・・・	5 2
5. 整備スケジュール・・・・・・・・・・	5 3

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

保育者で検討した施設整備にかかる基本的な考え方（配慮項目）

日野町認定こども園整備基本構想策定委員会 設置要綱

日野町認定こども園整備基本構想策定委員会 概要

新こども園（幼保連携型認定こども園）整備候補地図及び、周辺施設図

日野町町民憲章

昭和33年3月28日
告 示 第 1 2 号

1. わたくしたち日野町民は、健康を増進し体位の向上につとめましょう。
1. わたくしたち日野町民は、教養を高め文化の発展につとめましょう。
1. わたくしたち日野町民は、生業に励み豊かな生活を営みましょう。
1. わたくしたち日野町民は、よい伝統を守り進取の気象を養いましょう。
1. わたくしたち日野町民は、平和を愛し住みよい町をつくりましょう。

この町民憲章は町村合併三周年を記念し、昭和33年3月に制定されました。

当時の若村町長が発案し、文案は町民から広く募集され、多数応募の中、7名の審査委員により選ばれ、その後、審査委員の手で補訂され町民憲章が完成しました。

この町民憲章に、我々が大切にすべき「日野町らしさ」が表れています。特に2つ目の「教養を高め文化の発展につとめましょう」において、健康の次に「教養や文化」を大切にしようという気質は、今日の文化活動・地域活動に熱心な町民に繋がっています。また、4つ目の「よい伝統を守り進取の気象を養いましょう」には、祭りなど伝統文化を大切にする気風を感じることができます。

ひのっこ宣言

令和7年3月9日
町村合併70周年記念式典にて

1. あいさつで つながる心 いい笑顔
1. きいてみよう 自分の気持ちと 相手のおもい
1. 楽しもう どうせやるなら よろこんで
1. チャレンジを やらへんなんて もったいない
1. しっぱいも「かまへん かまへん だんないで」
1. だれとでも たよりたよられ 助け合い

ひのっこが よりよい日野町 つくります！

日野町青少年育成町民会議委員の大人6名と、公募で集まった小学校3年生から高校2年生の子ども達18名に参画してもらい、子どもと大人が3回のワークショップを行いました。

このワークショップでは、たくさんの「非認知能力」につながる言葉を出し合い、その中から厳選して「6つのひのっこ宣言」を作りました。“ひのっこ”は“子ども”だけでなく“大人”も含めた“日野町民”を意味しています。

※「非認知能力」とは、テストの点数や偏差値など「数値」で表すことのできない「生きる力」のことです。

第1章 はじめに

1. 本基本構想の趣旨・目的

現在、日野町（以下「本町」）における乳幼児の保育・教育支援は、公立の保育所2園、幼稚園4園、こども園1園、私立の小規模保育施設1園、私立の保育所の2園により提供されています。

近年の核家族化や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズは高まり、長時間保育の需要も増加しています。その一方で、保育士不足により、特に低年齢児の待機児童が発生している状況です。また、在宅保育が減少し、3歳児から幼稚園に入園する児童も少なくなっており、適正な集団規模の中で互いに育ちあい自主性を育む質の高い保育の実現が難しくなっています。加えて、公立施設の多くは昭和50年代後半から平成の初期にかけて建設されており、耐用年数の一斉到来という課題にも直面しています。

こうした背景を踏まえ、令和6年2月に提言された「子育て環境の未来に向けての提言（日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会）（「以下、「懇話会」）」に基づき、本町の諸課題を解決し、町の未来を担う子どもたちのために、より良く持続可能な幼児教育・保育環境の実現を目指して、公立の幼保施設の早期再編成が必要であると判断しました。その具体的な内容として、令和7年3月に策定した「日野町幼児教育保育施設再編整備計画」では、現在の公立保育所2園、幼稚園4園、こども園1園を令和10年度を目処に「認定こども園3園」に再編整備する方針を示しました。

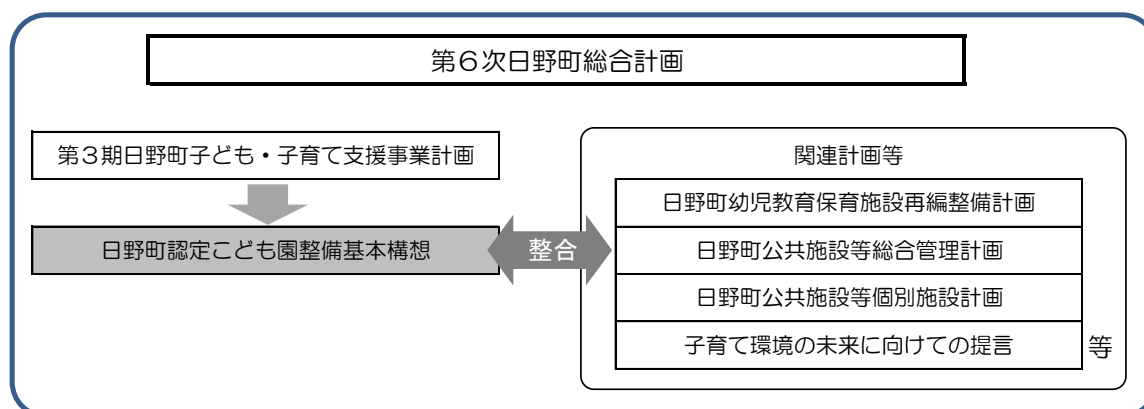
再編整備後の認定こども園3園は、既存の「保育所こばと園（認定こども園へ移行）」、「桜谷こども園」及び、今回新たに整備する「新こども園」となることから、今回はその「新こども園」の基本構想を策定するものです。

施設の再編と集約化を図ることにより、効率的な施設管理を実現し、0歳児から5歳児までが一貫した環境の中で、適正な集団規模を確保しつつ、連続性のある保育・幼児教育を推進することを目的とします。

2. 本基本構想の位置付け

本基本構想は、「第6次日野町総合計画」及び「第3期日野町子ども・子育て支援事業計画」を上位計画とし、日野町幼児教育保育施設再編整備計画や、日野町公共施設等総合管理計画、日野町公共施設等個別施設計画等と整合を図りながら策定するものです。

■本構想の位置付け■



3. 本基本構想の策定体制

(1) 日野町認定こども園整備基本構想策定委員会

認定こども園を新たに整備することから、その基本構想を策定するため、設置要綱に基づき、「日野町認定こども園整備基本構想策定委員会（令和6年10月）」を設置しました。

地域住民の代表、学識経験者、保護者代表、保育者代表等で構成し、本基本構想および用地選定について専門的な見地から幅広い意見を伺いました。

所掌事務

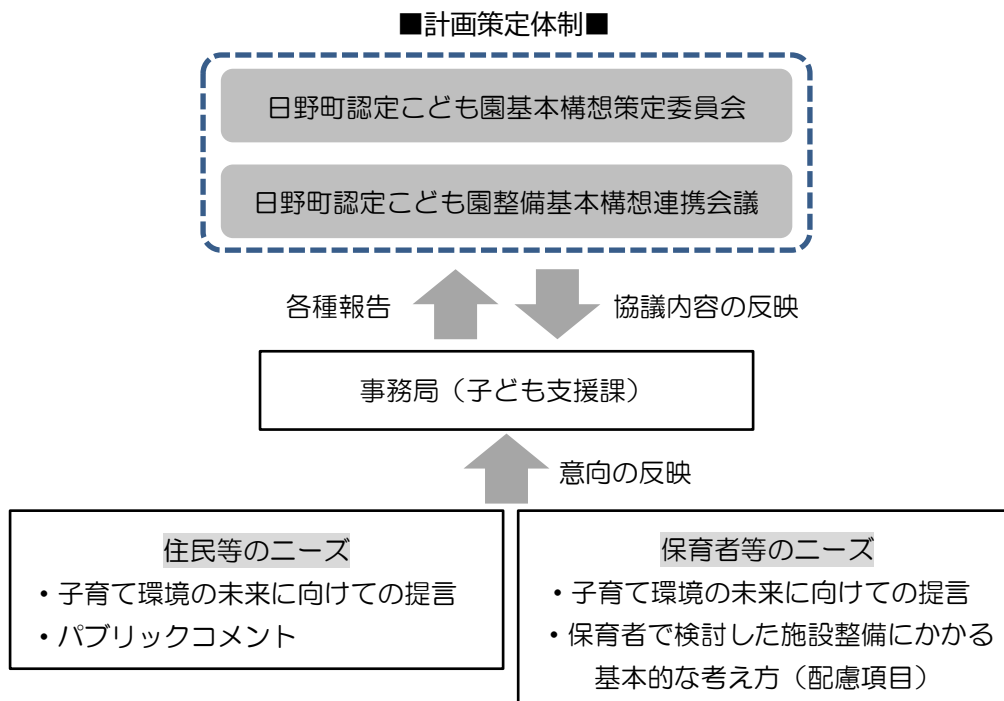
策定委員会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園を設置するために策定する日野町認定こども園整備基本構想および用地選定に関して、必要な事項を協議する。

(2) 日野町認定こども園整備基本構想連携会議

本基本構想の策定について、庁内における横断的な意見を反映する必要があることから、庁内連携会議により、本基本構想の内容や、用地選定について協議を行いました。

構成員：副町長、政策監、総務主監、厚生主監、産業建設主監、教育次長、町園長会代表

事務局：子ども支援課



以下に、「第6次日野町総合計画」、「第3期日野町子ども・子育て支援事業計画」及び、「第4期日野町教育振興基本計画」における認定こども園等に関連する記載の抜粋を示します。

第6次日野町総合計画

本町のまちづくりをすすめる上での最上位の計画として位置付けられる。子育て、教育、産業振興都市基盤、福祉、地域づくり等、町政の各分野における並立した個別計画が存在するなか、町全体として総合的な計画であり、行政内部での方向性を示すものとし、新たな10年間の展望を描き、施策の必要性や優先順位などを検討する上での共通の指針である。（計画期間：2021～2030年度）

【将来像】 時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”

【政策の柱】 1. 未来を担うひとづくり

【政策】 1. 子育てにやさしい風土づくり

【分野】 ①子ども・子育て

【目指す姿】 子育てを地域全体で支える気風があり、対話で築く地域保育サービスのなかで、どの子どもも安心して健やかに育つことができるまち

【基本施策】 （3）幼児教育・保育の充実

保育ニーズの増加や多様化に対応するため、認可保育所の受入れ体制の充実や認可外保育所等の子育てのための施設等の利用促進に取り組むとともに、延長保育等のサービスの充実を図ります。

また、日野町幼児教育研究会を中心に、研修や園内研究を進め、保育の質の向上に努めるとともに、様々な保育ニーズに対応できる保育サービスの充実と施設整備等に努めます。

主な取組：○様々な保育ニーズへの対応 ○教育・保育内容の充実

○幼児教育・保育施設の充実

【分野】 ③地域で子どもを育む

【目指す姿】 地域社会全体で、まちへの誇りと愛着をもつ 次代を造る子どもを育てるまち

【基本施策】 （1）子どもと子育て家庭を支える地域づくり

身近な地域で親子の交流の場として、各地域において活発な活動が展開されるよう、リーダー育成や場所の提供等、子育てサークル運営の支援のほか、関係団体等の相互の連携による子育て支援のネットワークづくりを推進します。

また、放課後保護者が不在となる小学校児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を推進します。

主な取組：○子育て支援のネットワークづくり

○子育て支援拠点機能の充実

○地域ぐるみでの子どもの居場所づくり

○子育てに関する情報発信の充実

第3期日野町子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援制度」を推進していくため、質の高い教育・保育の提供体制を整え、どのような子育て支援を進めていくかを定めるための計画である。本町では、幼児期の教育・保育や子ども子育て支援の充実を図り、すべての子どもが健やかに成長し、保護者も安心して子育てができる「こどもまんなか」の町づくりを推進するため、令和7年3月に策定した。（計画期間：2025～2029年度）

【基本理念】 子育ての輪が広がり 子育てに夢と希望がもてるまち ひの

- 【基本目標】
1. 誰もが互いに支えあい子育てできるまち
 2. 子どもが明るく元気に育つまち
 3. 安心して子どもを生み育てることができるまち

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

6. 幼児期の教育・保育の一体的提供等について

（1）認定こども園等に関する考え方

本町では「日野町幼児教育保育施設再編整備計画」に基づき、町の未来を担う子どもたちにとってのより良い幼児教育保育環境を今後も持続可能なものとしていくため、幼児教育保育施設の再編整備に取り組んでいます。

保育所機能と幼稚園機能の両方を兼ね備えた「幼保連携型認定こども園」や低年齢児に対しきめ細かな保育が提供できる「小規模保育事業所」の整備により、子どもにとって最善の教育・保育環境の整備に努めるとともに、町として保護者のニーズに合った幼児期の教育・保育の場の提供をしていきます。

（2）人材の確保

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育ニーズに対応するために保育士・教諭等の確保に努めます。

また、保育アドバイザー等の配置により現場の保育士・教諭等を支援しつつ、スキルアップを図ります。また、専門職の配置等を検討し、現場負担の軽減と全体的な組織強化を図ります。

（3）教育・保育に係る関係機関の連携

町内の公立園と私立園が共に連携をしながら、様々な保育ニーズに対応できるよう運営します。また、園と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）を図るため取り組みを推進します。

専門的な機関として、日野町保健センター、早期療育施設「くれよん」、日野町子ども家庭センター、日野町子育て・教育相談センターなどとの連携を図り、それぞれの子どものに合った適正な教育・保育を提供します。

(4) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭の増に伴い、保護者の保育ニーズに沿った園児の受け入れ体制の充実に努めます。

また、引き続き延長保育や土曜日保育の実施など、適切な保育サービスの提供に努めます。

また、保育ニーズの多様化に対応するため、幼児教育保育施設の再編整備に基づき「幼保連携型認定こども園」の整備を進め、教育・保育の一体化による充実した保育の提供に努めます。

第6章 計画の推進

1. 住民や関係団体等との連携

(1) 住民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所、認定こども園をはじめ関係団体・関係機関などとの連携を深め、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、情報の共有化を図り、互いに協力しながら子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する住民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 国・県との連携

総合的かつ効果的に子ども・子育て支援を進めていくため、国や県との連携を図るとともに国や県の施策の変更により適切な判断による施策の修正を行い、国や県に対して必要な要望を行います。

第4期 日野町教育振興基本計画

この計画は、全ての町民にとって等しく学べる環境を整備し、町の教育分野に関する基本的な方針であることから、「日野町教育大綱」に位置付けられています。

本計画の教育目標では、未来ある日野の子どもたちを「日野のたから」と考え、「夢と志をもち、共に育ち共に生きる、活力ある人づくり」をテーマに、「夢と志」を忘れず、可能性に挑戦する「進取と創造」の精神を培い、多様な人々と共生しながら、豊かに生きていく力を育みます。

また、これらの目標実現のため、学校と園、家庭・地域・行政が、相互に協働して子どもたちの教育を推進します。（計画期間：2025～2029年度）

【基本目標】 夢と志をもち、共に育ち共に生きる、活力ある人づくり

【基本目標の推進に向けた基本的な考え方】

- （１）日野らしい、日野ならではの学び
- （２）持続可能な地域社会の創り手の育成
- （３）命が宿ってから義務教育終了までの「１６年プロジェクト」
- （４）「Positiveな行動支援」を大事にした働きかけ
- （５）「SDGsの視点」を重視した質の高い教育の展開

また、この基本目標の推進を図るために、国の「教育振興基本計画」、「第４期滋賀県教育振興基本計画」を参酌しつつも、「第６次日野町総合計画」にある政策の柱「未来を担うひとづくり」の政策「子育てにやさしい風土づくり」の政策「生涯にわたる学びと活躍の推進」の基本施策に関して、１０の柱でまとめました。幼児教育・保育に係る柱は、以下のとおりです。

柱Ⅰ 子ども達が安心して生活できる仕組みづくり、幼児教育・保育の充実、子どもの発達段階等に応じた支援体制の充実を図る「子ども・子育て」施策の推進

（１）幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、幼児教育・保育と小学校教育の接続の観点を踏まえながら、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

①教育保育内容の充実と多様な保育ニーズへの対応

②幼児教育・保育施設の充実

子どもにとって最善の幼児教育保育環境を整えるため、幼児期の人格形成の土台をつくる大切な時期に適正な集団規模を確保し、だれもが望めば入園できる幼児教育・保育施設の整備に努めます。

③小学校教育との円滑な接続

4. 本町の教育方針

本町では、「日野町教育方針」において、基本目標を『夢と志をもち、共に育ち共に生きる、活力ある人づくり』と示しています。また、本方針において、幼児教育の重点目標が以下のとおり示されています。

■幼児教育の重点目標■

心豊かにたくましく生きる力を育む

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園・認定こども園及び保育所などにおいて、一人ひとりの安定した情緒のもと、基本的な生活習慣や生活に必要な力の獲得に努めます。

そのための施策は、以下のとおりです。

(1) 学びの基礎を育む

幼児が主体的に関わる直接的・具体的な体験の中で、対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤をし、生活を意味あるものとして捉える『深い学び』が実現できるような、幼児期にふさわしい生活や遊びを大切にした『環境を通じて行う教育・保育』の充実を図ります。

(2) 豊かな心を育む

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育方針に基づく遊びや体験を通じて、道徳性の芽生えを培い、好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど生きる力の基礎を育むための教育・保育を推進します。

(3) 健やかな体を育む

一人ひとり安定した情緒のもと、発達段階に応じた基本的な生活習慣・態度の育成に努めます
また、友達や保育者との日常的な関わりによる子どもたちの感受性豊かな感性、自立心や自尊心の育ちを大切にしていくと共に、家庭と園が一体となって意欲的に粘り強く取り組む子ども、難しいことにもチャレンジする子どもへの心身を育てる幼児教育を推進します。

■幼児教育の重点目標■

子どもの育ちを支える環境の充実

集団生活や遊びを通じて子どもの社会性や主体性を育むことができるよう、就学前の教育・保育の環境や育ちの場の充実に努めます。

そのための施策は、以下のとおりです。

(1) 地域とともに歩む園経営

各園がめざすべき教育のビジョンや課題などを地域と情報共有し、子どもたちを支えるため連携を密にする中で、地域の特色を生かした創意ある園運営を推進します。

(2) 保育者の教育力の向上

子どもが様々な環境や経験を通して、自らやってみようとする生きる力の基礎を育んでいくために、自ら学び続ける、また仲間と共に学びあえる保育者の育成と資質向上に向けた効果的な研修と環境・体制整備を進めます。

（３）安全・安心な園運営の推進

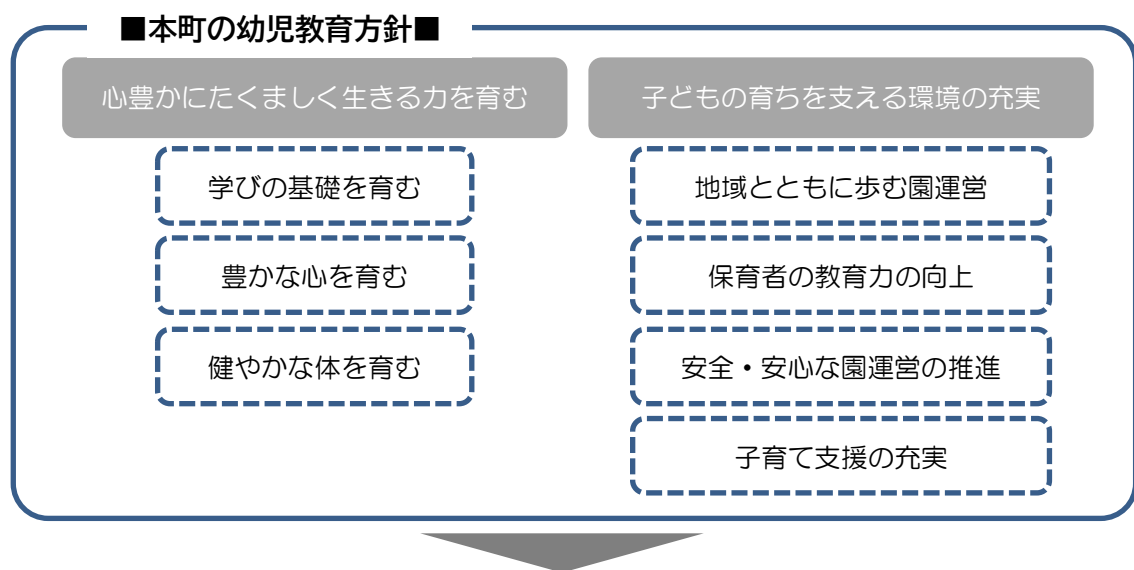
子どもが自然災害や事故の被害にあわないように、保育者などの危機管理意識やスキルの向上を図ると共に、子ども自身が危険を予測し、その危険を回避することができる力が身に付くように、計画的に保育を進めます。

（４）子育て支援の充実

子育て支援について専門性をもって対応するとともに、家庭と連携して子どもの育ちを支援します。

本町では、令和３年度から第６次総合計画をもとに、まちづくりを推進し「福祉と教育」に軸足を置いた施策を展開しています。教育分野においては、「夢と志をもち、共に育ち共に生きる、活力ある人づくり」をテーマに、学校・園・家庭・地域・行政が、相互に協働して子どもたちの教育を推進することとしています。

本基本構想においては、この教育方針に従い、幼児教育保育環境の形成を目指すものとして、今回新たに整備する「新こども園」についても、子どもの育ちを支える環境の充実のために施設整備に努め、子どもの「学びの基礎」を育み、「豊かな心」と「健やかな体」を育む場とします。



■本町の幼保連携型認定こども園のあり方■

「様々な人との連携のもとで子どもの育ちを支える環境を整え、
主体的※な体験を通じて、心豊かでたくましく生きる力を育む場」とします。

※上記のあり方における「主体的（主体性）」とは、遊びや生活の中で、子どもが自分で考えて行動する力、自分の意思で選択する力、失敗しても考え直す力です。この力は、子どもが、自分の人生をよりよく生きるための土台となるものです。

第2章 幼児教育保育施設の現状と課題、今後の見通し

1. 本町の幼児教育保育施設の現状と課題

(1) 幼児教育保育施設の分布状況

本町における幼児教育保育施設の分布状況及び、日野町幼児教育保育施設再編整備計画における計画は、下図のとおりです。

■ 幼児教育保育施設の分布状況 ■



(2) 施設整備状況

本町における幼稚園・保育所・認定こども園、小規模保育施設の施設概況は、下表に示すとおりです。

施設の経過年数は、公立園では、保育所こばと園を除いて30年以上が経過しており、老朽化の課題に直面しています。

■幼稚園・保育所・認定こども園等の施設概況■

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 経過年数	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
幼稚園	日野幼稚園	日野	1,043	S60	40	S造	新基準
	西大路幼稚園	西大路	531	H2	35	S造	新基準
	南比都佐幼稚園	南比都佐	676	S59	41	S造	新基準
	必佐幼稚園	必佐	1,160	S58	42	S造	新基準
保育所	保育所あおぞら園	日野	706	S63	37	S造	新基準
	保育所こばと園	必佐	810	H26	11	W造	新基準
	わらべ保育園	日野	834	H10	27	W造	新基準
	第二わらべ保育園	日野	688	H26	11	W造	新基準
認定こども園	桜谷こども園	西桜谷	984	H2	35	S造	新基準
小規模保育施設	みらいしゃくなげ保育園	鎌掛	408	H3	34	S造	新基準

運営方法

直営	日野幼稚園、西大路幼稚園、南比都佐幼稚園、必佐幼稚園、保育所あおぞら園、保育所こばと園、桜谷こども園
民営	わらべ保育園、第二わらべ保育園、みらいしゃくなげ保育園

(3) 施設利用状況

現在、保育所の定員に対する園児在籍充足率は、97.9%と高いが、幼稚園は28.0%と低い水準です。

桜谷こども園も十分な充足率を満たしていません。預かり保育について、日野幼稚園では午後5時30分まで、必佐幼稚園では午後6時00分まで実施しており、園児在籍数に対する割合も平均で4割を超えており、長時間保育のニーズの高さがうかがえます。

■施設の定員及び、園児在籍数、充足率等■

令和7年4月1日現在

	幼稚園				計	保育所				計	認定こども園	小規模	総計
	日野幼稚園	西大路幼稚園	南比都佐幼稚園	必佐幼稚園	幼稚園	保育所あおぞら園	保育所こばと園	わらべ保育園	第二わらべ保育園	保育所	桜谷こども園	みらいしゃくなげ保育園	全体
定員	180人	90人	90人	180人	540人	75人	90人	90人	80人	335人	120人	19人	1014人
園児在籍数	69人	10人	11人	61人	151人	82人	89人	80人	77人	328人	84人	19人	582人
うち預かり保育数	29人	※	※	27人	56人	※	※	※	※	※	※	※	※
定員に対する充足率	38.3%	11.1%	12.2%	33.9%	※	109.3%	98.9%	88.9%	96.3%	※	70.0%	100.0%	※
充足率	28.0%				※	97.9%				※	70.0%	100.0%	※

■支給認定別内訳■

分類	施設名	許可定員	利用定員 (1号)	利用定員 (2号)	利用定員 (3号)
幼稚園	日野幼稚園	180人	180人		
	西大路幼稚園	90人	90人		
	南比都佐幼稚園	90人	90人		
	必佐幼稚園	180人	180人		
保育所	保育所あおぞら園	75人		48人	27人
	保育所こぼと園	90人		55人	35人
	わらべ保育園	90人		60人	30人
	第二わらべ保育園	80人		40人	40人
認定こども園	桜谷こども園	120人	30人	45人	45人
小規模保育施設	みらいしゃくなげ保育園	19人			19人

■支給認定区分■

支給認定区分	対象となる子ども	利用施設
1号認定	3歳児以上で教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園(短時間部)
2号認定	3歳児以上で「保育所の入園基準」に該当する 家庭で、保育を必要とされる場合	幼稚園(預かり保育) 保育所 認定こども園(長時間部)
3号認定	3歳児未満で「保育所の入園基準」に該当する 家庭で、保育を必要とされる場合	保育所 認定こども園(長時間部) 地域型保育(小規模保育)

■保育所の状況(全体)■

	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
か所数(箇所)	5	5	5	5	4
定員数(人)	365	365	365	365	335
入所者数(人)	362	354	348	355	328
うち0歳児	7	11	3	8	8
うち1歳児	60	62	60	50	47
うち2歳児	76	68	69	73	53
うち3歳児	68	81	68	71	72
うち4歳児	70	65	81	72	75
うち5歳児	81	67	67	81	73

資料: 子ども支援課(各年度4月1日現在)

■保育所の状況(公立)■

	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
か所数(箇所)	3	3	3	3	2
定員数(人)	195	195	195	195	165
入所者数(人)	197	191	191	193	171
うち0歳児	3	4	0	4	3
うち1歳児	33	36	35	28	25
うち2歳児	45	39	40	42	29
うち3歳児	36	44	36	36	37
うち4歳児	37	33	44	38	38
うち5歳児	43	35	36	45	39

資料: 子ども支援課(各年度4月1日現在)

■保育所の状況(私立)■

	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
か所数(箇所)	2	2	2	2	2
定員数(人)	170	170	170	170	170
入所者数(人)	165	163	157	162	157
うち0歳児	4	7	3	4	5
うち1歳児	27	26	25	22	22
うち2歳児	31	29	29	31	24
うち3歳児	32	37	32	35	35
うち4歳児	33	32	37	34	37
うち5歳児	38	32	31	36	34

資料: 子ども支援課(各年度4月1日現在)

■幼稚園の状況(公立)■

	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
か所数(箇所)	4	4	4	4	4
定員数(人)	540	540	540	540	540
入所者数(人)	208	195	176	164	151
うち3歳児	59	65	46	49	49
うち4歳児	63	65	66	49	49
うち5歳児	86	65	64	66	53

資料: 学校教育課(各年度5月1日現在)

■認定こども園の状況(公立)■

	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
か所数(箇所)	1	1	1	1	1
定員数(人)	120	120	120	120	120
入所者数(人)	82	79	78	75	84
うち0歳児	1	0	1	3	5
うち1歳児	9	12	4	5	12
うち2歳児	20	14	17	7	14
うち3歳児	19	20	20	21	13
うち4歳児	16	17	20	20	21
うち5歳児	17	16	16	19	19

資料: 子ども支援課(各年度4月1日現在)

■小規模保育事業所の状況(私立)■

	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
か所数(箇所)	—	—	—	—	1
定員数(人)	—	—	—	—	19
入所者数(人)	—	—	—	—	19
うち0歳児	—	—	—	—	1
うち1歳児	—	—	—	—	8
うち2歳児	—	—	—	—	10

資料: 子ども支援課(各年度4月1日現在)

(4) 就学前人口、保育士・教諭等の推移

保育ニーズの高まりと保育数の推移の関連については、ここ10年余りで保育所入所者数の割合は1.5倍に増え、幼稚園入所者数は54.7%と半数近くに減り、在宅児も25.7%と大幅に減少しています。

保育ニーズ（長時間保育）の高まりにより、平成26年度の第二わらべ保育園の竣工や、平成29年度の桜谷こども園の運営開始等により、保育士数を増員して低年齢児から受け入れられる保育体制の拡大を図ってきました。しかし、発達段階に応じた支援の必要な児童の増加に対応する保育士の増員対応が必要となりました。このことから、会計年度任用職員が増加しましたが、短時間雇用者が多く、長時間雇用者が不足しており、保育現場における職員体制が十分に整っていない状況が続いています。

■出生者数及び、就学前人口、保育士・教諭数の推移■

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
出生者数	159	190	173	160	144	165	144	142	122	117	106	105
就学前人口	1,112	1,087	1,114	1,087	1,029	1,023	992	994	934	919	857	838
保育所入所者数	330	362	394	427	439	426	424	443	426	418	426	444
幼稚園入園者数	337	327	317	282	241	281	272	256	227	210	176	179
在宅	445	398	403	378	349	316	296	295	281	291	255	215
保育士教諭数	129	140	141	139	169	179	191	180	186	188	201	184

※保育士・教諭数については、長時間雇用者・短時間雇用者（会計年度任用職員・加配対応職員）を含む延べ人数

(5) 待機児童の状況

保護者の就労形態の変化等により、特に0歳から2歳の低年齢児の受入れ希望が多くなってきています。しかし、町内で受入れするための保育士等の不足により近年は、待機児童数が増加傾向になっています。

■日野町の待機児童数の推移■

	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
待機児童数(人)	3	6	4	8	3
うち0歳児	1	2	1	3	1
うち1歳児	1	3	2	2	1
うち2歳児	1	1	1	2	1
うち3歳児	0	0	0	0	0
うち4歳児	0	0	0	1	0
うち5歳児	0	0	0	0	0

資料：子ども支援課（各年度4月1日現在）

第2章 幼児教育保育施設の現状と課題、今後の見通し

■日野町の幼稚園・保育所等の在籍者数および保育士数の変化■

年度	区分	就学前 人口	保育所等児童数									保育士職員数			幼稚園等児童数							幼稚園 教諭 職員数	備 考
			定員			在籍人員			加配児						定員	在籍人員	預り 保育	加配児					
			合計	公立	私立	合計	公立	私立	1:1	1:2	1:3	合計	公立	私立	合計	合計		1:1	1:2	1:3			
H22年度		1,193	280	180	100	268	157	111				66	44	22	750	387	23					55	
H23年度		1,215	295	195	100	290	179	111				66	44	22	680	386	27					52	桜谷幼稚園と桜谷幼稚園西分園を統合し、西分園を桜谷幼稚園とする
H24年度		1,162	295	195	100	315	200	115				71	48	23	680	353	17					53	
H25年度		1,112	295	195	100	330	217	113				75	52	23	680	337	13					54	
H26年度		1,087	355	195	160	362	197	165				85	52	33	680	327	13					55	第二わらべ保育園竣工
H27年度		1,114	385	225	160	394	220	174				84	48	36	720	317	15					57	保育所こばと園新園舎竣工
H28年度		1,087	415	255	160	427	254	173				90	56	34	630	282	7					49	日野幼稚園隷属分園を保育所あおぞら園隷属分園(1、2歳児)に変更 南比都佐幼稚園 3歳児保育開始
H29年度		1,029	465	285	180	439	258	181	9		22	122	82	40	570	241	18	7			24	47	認定こども園桜谷こども園運営開始 西次路幼稚園 3歳児保育開始 必佐幼稚園で預り保育モデル事業を開始
H30年度		1,023	465	285	180	426	247	179	12		31	131	90	41	570	281	20	8			26	48	
R元年度		992	465	285	180	424	250	174	7		38	139	96	43	570	272	38	9			26	52	
R2年度		994	455	285	170	443	276	167	2		36	131	91	40	570	256	56	7			32	49	
R3年度		934	455	285	170	426	261	165	3		33	139	98	41	570	227	49	5			26	47	
R4年度		919	455	285	170	418	255	163	9		30	140	97	43	570	210	59	7			30	48	
R5年度		857	455	285	170	426	269	157	13		33	131	90	41	570	176	55	11			24	46	
R6年度		838	455	285	170	444	274	170	9	11	30	137	97	40	570	179	58	5	11	15	48		

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
就学前人口	1,193	1,215	1,162	1,112	1,087	1,114	1,087		1,029	1,023	992	994	934	919	857	838	
保育所入所者数	268	290	315	330	362	394	427		439	426	424	443	426	418	426	444	
幼稚園入所者数	387	386	353	337	327	317	282		241	281	272	256	227	210	176	179	
在宅	538	539	494	445	398	403	378		349	316	296	295	281	291	255	215	
保育士・教諭	121	118	124	129	140	141	139		169	179	191	180	186	188	177	185	
うち男性保育士	3	3	3	3	4	5	5		7	8	8	8	7	8	9	9	
公立正規 保育士等	採用数	2	2	2	2	2(1)	5(1)	4	4(2)	4(1)	2	2	4	4	1	4	44(5)
	退職数	1	0	2	0	3	1	2	3	1	4	3	5(1)	1	3	3	32(1)
																	12人増

※()内の数字は男性保育士数を表す

■日野町の保育士(正規職員)の採用者数の推移■

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
募集人数	2	4	4	3	4	3	3
応募者数	8	6	12	20	7	10	9
受験者数	6	5	12	19	7	10	9
合格者数	2	2	5	4	2	4	3
最終就職者数	2	2	4	4	1	4	1
志願倍率※	4.0	1.5	3.0	6.7	1.8	3.4	3.0
退職者数	4	3	5	1	3	3	2
うち早期退職者	4	2	5	1	2	3	2

(6) 幼児教育保育の課題

本町においても、人口減少、就労形態の変化や核家族化等によって低年齢児から長時間保育を望まれ、保育所・認定こども園への入園希望が増加しています。

また、保育士等の確保、園舎の耐用年数の到来といった課題も抱えています。

①人口減少による出生数の減少

本町の総人口の令和3年以降の推移をみると毎年減少しており、令和3年の21,192人から令和7年には20,611人と、4年間で581人（2.7%）減少しています。

また、65歳以上の老年人口の比率は、令和3年の30.7%から令和7年の31.6%へ増加している一方で、0～14歳の年少人口は減少しています。

18歳未満の子どもの人口も令和3年以降の推移は毎年減少しており、令和3年の3,194人から、令和7年には2,936人と、4年間で258人（8.1%）減少しています。

年齢区分別に令和3年と令和7年を比較すると、0～5歳（就学前）、6～11歳（小学生）、15～17歳（高校生）は減少している一方、12～14歳（中学生）のみ増加しています。

なお、18歳未満人口の町の総人口に対する比率は、令和3年の15.1%から、令和7年の14.2%と、4年間で0.9ポイント減少しています。

本町では、将来にわたり子どもの笑顔とにぎわいがあふれる地域づくりを目指し、子育てに関する多様な支援施策を総合的に展開しています。こうした取り組みに加え、魅力ある子育て環境を整備することで、町内の若者世帯・子育て世帯の転出を防ぐと共に、町外からの子育て世帯の転入を促進し、子どもの数を維持する必要があります。

②保育ニーズの変化(核家族化や就労形態の多様化等による長時間保育のニーズの増加)

町内における子育て支援施設等の充足率については、認可保育所（公立・私立）が95.1%で、その次に、認定こども園が70.0%、幼稚園が28.0%となっています。

令和2年における国勢調査の結果によると、女性の年代別の就業率は、全国・滋賀県と比べて、本町は全ての年齢層で高い割合となっています。また、女性の年齢階級別就業率をみると、平成27年度では30～34歳で就業率が大きく下がっていましたが、令和2年ではその落ち込みが小さくなっています。保護者の労働時間に対応する保育時間の確保や就業前教育・保育の質の充実など保育ニーズは多様化しています。

これらのことから、年々少子化は進んでいるものの、保護者の働き方の変化、また、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化の影響もあり、幼稚園から保育所、認定こども園等への長時間保育へ保護者の利用ニーズが変化しています。

③公立施設の老朽化による耐用年数の到来

令和7年4月1日現在、町立幼稚園、保育所、認定こども園等のうち7園が建築後30年を超えており、特に南比都佐幼稚園、必佐幼稚園は築42年と非常に老朽化が進んでいる状況です。

本町における既存の幼稚園や保育施設の多くが、建築から相当の年数が経過しており、施設の老朽化が進行している状況です。子どもたちにより安全で快適な保育・教育施設を提供するため、「日野町幼児教育再編整備計画」に基づき施設の再編整備を図る必要があります。

④保育士等の不足

全国的に保育士等の不足が問題視される中、本町においても同様に保育士等が不足している状況です。慢性的な保育士不足は、保育の質の維持と多様なサービスの提供を困難なものとし、更に待機児童を生む要因となっています。

保育士不足の主な理由として、保育士等の成り手不足、保育ニーズの多様化等により様々な業務への対応、人手不足による負担の増加などがあります。また近年は、個々の支援やサポートが必要な子どもへの対応が増加している状況です。

保育士等が業務に専念できるよう、職場環境や体制整備の充実など、保育現場におけるサポート体制の充実を図ることや、子どもの成長に不可欠な役割を担う保育士等の重要性を社会全体で再認識し、保育士業務への深い理解と協力が求められています。

「子育て環境の未来に向けての提言」では、課題を考察した結果、幼児教育保育施設環境の将来における重要な事項として、以下の5点を提案いただきました。

ア.子育てしようとする人が住みたくなる住環境の整備

イ.長時間保育ニーズ、保育士等の不足、園舎の耐用年数の超過、自然との触れ合いへの対応

ウ.保育士等の目指す保育の実現への対応

エ.地域で育てる

オ.子育て環境の未来を支える体制づくり

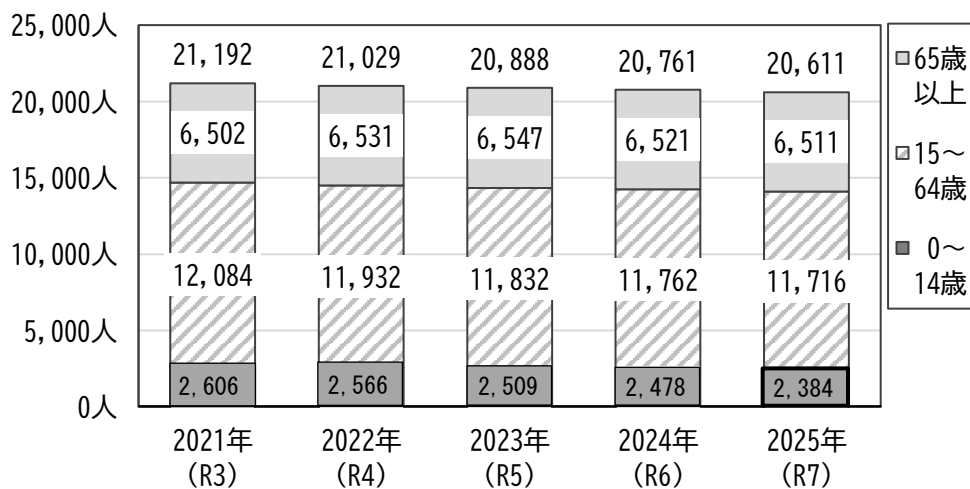
「子育て環境の未来に向けての提言」には、「こども園を新設するのであれば、これに伴って園舎の新築や改築が必要となります。これは本町の特色を生かした園を創ることのできる千載一遇のチャンスであり、併せて保育者にとって魅力的な園を創ることができるかという機会でもある」と記載されています。新こども園整備は、これらの課題解決を図り、5つの提案を実現するために実施するものです。

2. 今後の利用幼児数の見通し

(1) 本町の人口推移

本町の総人口の令和3年以降の推移をみると毎年減少しており、令和3年の21,192人から、令和7年には、20,611人と、4年間で581人（2.7%）減少しています。

また、65歳以上の高齢人口の比率は、令和3年の30.7%から令和7年の31.6%へ増加している一方で、0～14歳の年少人口は減少しています。



	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2024年 (R7)
総数	21,192	21,029	20,888	20,761	20,611
0～14歳	2,606	2,566	2,509	2,478	2,384
15～64歳	12,084	11,932	11,832	11,762	11,716
65歳以上	6,502	6,531	6,547	6,521	6,511
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.3%	12.2%	12.0%	11.9%	11.6%
15～64歳	57.0%	56.7%	56.6%	56.7%	56.8%
65歳以上	30.7%	31.1%	31.3%	31.4%	31.6%

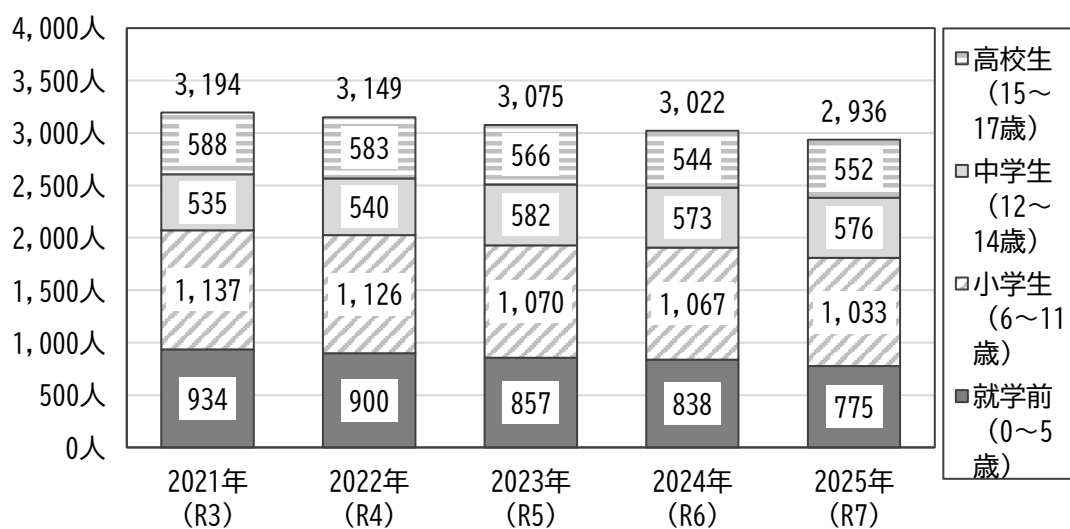
※住民基本台帳(各年4月1日時点)

(2) 18歳未満人口の推移

18歳未満の子どもの人口の令和3年以降の推移をみると毎年減少しており、令和3年の3,194人から、令和7年には、2,936人と、4年間で258人（8.1%）減少しています。

年齢区分別に令和3年と令和7年を比較すると、0～5歳（就学前）、6～11歳（小学生）、15～17歳（高校生）は減少している一方、12～14歳（中学生）のみ増加しています。

なお、18歳未満人口の町の総人口に対する比率は、令和3年の15.1%から、令和7年の14.2%と、4年間で0.9ポイント減少しています。



	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
18歳未満人口	3,194	3,149	3,075	3,022	2,936
就学前 (0～5歳)	934	900	857	838	775
(0～2歳)	440	418	384	372	330
(3～5歳)	494	482	473	466	445
小学生 (6～11歳)	1,137	1,126	1,070	1,067	1,033
(6～8歳)	568	556	533	498	479
(9～11歳)	569	570	537	569	554
中学生 (12～14歳)	535	540	582	573	576
高校生 (15～17歳)	588	583	566	544	552
18歳未満人口の 対人口比	15.1%	15.0%	14.7%	14.6%	14.2%

※住民基本台帳(各年4月1日時点)

(3) 将来の子ども人口推計

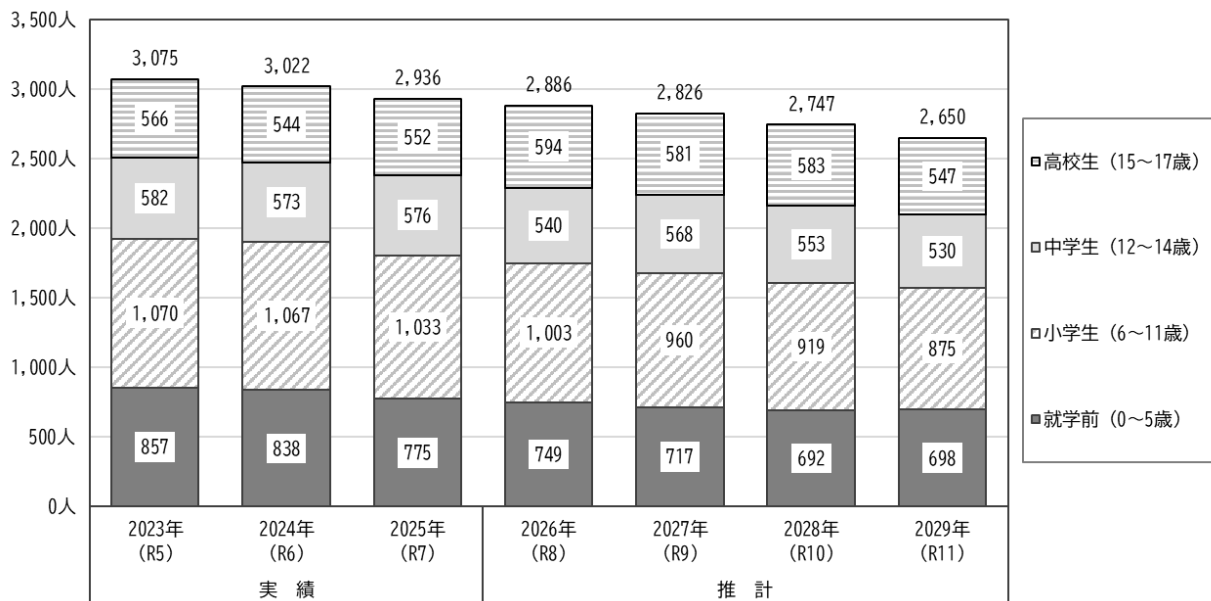
【推計方法】

令和3年から令和7年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」※により推計。

※コーホート変化率法とは、ある年齢層の集団（コーホート）が時間の経過とともにどのように変化するかを分析し、将来の人口を推計する方法です。

本町の将来の18歳未満人口については、減少傾向で推移し、令和7年の2,936人から令和11年には2,650人と、4年間で286人（9.7%）程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳児）については77人（9.9%）、小学生（6～11歳）については158人（15.3%）、中学生（12～14歳）については46人（8.0%）程度減少することが見込まれている一方、高校生（15～17歳）については5人減少とほぼ変わらず推移することが見込まれています。



	実績			推計			
	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
18歳未満人口	3,075	3,022	2,936	2,886	2,826	2,747	2,650
就学前 (0～5歳)	857	838	775	749	717	692	698
(0～2歳)	384	372	330	341	338	345	339
(3～5歳)	473	466	445	408	379	347	359
小学生 (6～11歳)	1,070	1,067	1,033	1,003	960	919	875
(6～8歳)	533	498	479	472	473	444	407
(9～11歳)	537	569	554	531	487	475	468
中学生 (12～14歳)	582	573	576	540	568	553	530
高校生 (15～17歳)	566	544	552	594	581	583	547
18歳未満人口の 対人口比	14.7%	14.6%	14.2%	14.1%	13.9%	13.7%	13.3%

※住民基本台帳(各年4月1日時点)

■【参考】各年齢別人口の実績値と推計値■

	実 績					推 計				
	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)
総人口	21,192	21,029	20,888	20,761	20,611	20,442	20,272	20,098	19,927	19,753
18歳未満	3,194	3,149	3,075	3,022	2,936	2,886	2,826	2,747	2,650	2,599
0歳	131	130	100	120	102	113	109	109	107	105
1歳	139	145	137	110	118	108	119	115	115	113
2歳	170	143	147	142	110	120	110	121	117	117
3歳	152	174	146	148	144	112	123	112	124	120
4歳	155	153	173	146	152	144	112	123	112	124
5歳	187	155	154	172	149	152	144	112	123	112
6歳	192	183	157	154	173	149	152	144	112	123
7歳	179	193	183	159	151	173	149	152	144	112
8歳	197	180	193	185	155	150	172	148	151	143
9歳	161	196	179	195	184	155	150	172	148	151
10歳	210	161	196	178	193	183	154	149	171	147
11歳	198	213	162	196	177	193	183	154	149	171
12歳	170	196	213	163	197	176	192	182	153	148
13歳	172	171	195	214	165	198	177	193	183	154
14歳	193	173	174	196	214	166	199	178	194	184
15歳	199	193	172	176	196	214	166	199	178	194
16歳	194	196	196	174	181	198	216	167	201	179
17歳	195	194	198	194	175	182	199	217	168	202

(4) 入園希望予定者に対し、再編後の受け入れ可能人数と保育士数

日野町幼児教育保育施設再編整備計画において、以下の考え方が示されています。

1 幼児教育保育施設の再編整備に向けた基本的な考え方

本町における乳幼児の保育・教育の支援については、公立の幼稚園4園、保育所3園、こども園1園と私立保育所2園（令和6年度時点）で施設運営を行っています。前述の様々な課題等について、待ったがきかない状況の中、町の未来を担う子どもたちにとって、より良い幼児教育保育環境を持続可能なものとしていくために、できるだけ早期に懇話会の提言（最終報告）を基本とした幼児教育保育施設の再編整備に取り組むこととしています。

そこで、町全体での視点において、0歳児から5歳児まで、同じ環境、適正な集団規模を確保し、子どもたちが成長・発達する過程において途切れることなく安定した環境のもとで、「つながり」のある保育・幼児教育を推進していくために、「幼保連携型認定こども園」を新たに整備するとともに、町内の幼稚園、保育所、認定こども園を再編整備し、民間運営による保育所や小規模保育事業施設と連携をより、保育の量の確保と質の向上のため各施設の再編整備に取り組みます。

幼児教育保育施設の再編整備計画について

- (1) 現有の公立幼稚園2園・保育所2園・認定こども園1園を4年後の令和10年度を目処に「認定こども園3園」に再編整備を行う。
- (2) 現有の公立幼稚園1園を子育て支援施設や学童保育所として活用（転用）し、地域住民や近隣施設等と連携した「子どもの居場所づくり」の拠点とする。
- (3) 現有の公立幼稚園1園・保育所1園を、民間運営による地域型保育（小規模保育事業）施設へ移行する。

■町立幼児教育保育施設の再編整備について■

施設名	延床面積 (㎡)	整備方針	形態	整備後の施設 (案)
西大路幼稚園	531	子育て支援施設や学童保育所の拠点として活用 (運営は民間法人)	転用	子育て支援施設 学童保育所 等
こばと園	810	幼保連携型認定こども園として運営	こども園	こども園
あおぞら園鎌掛分園	408	小規模保育施設(運営は民間法人)	民営化	小規模保育施設 (民間運営)
南比都佐幼稚園	676	小規模保育施設(運営は民間法人)	民営化	小規模保育施設 (民間運営)
あおぞら園	706	新幼保連携型認定こども園に集約化	こども園	こども園 (新設)
日野幼稚園	1,043	新幼保連携型認定こども園に集約化		
必佐幼稚園	1,160	新幼保連携型認定こども園に集約化		
桜谷こども園 第1園舎(旧幼稚園)	469	新幼保連携型認定こども園に集約化		
桜谷こども園 第2園舎(旧保育所)	515	幼保連携型認定こども園として運営 (第1・第2園舎の統合化)	こども園	こども園

■入園希望予定数に対し、再編後の受け入れ可能人数と保育士数■

(新こども園の定員)

	出生数 (推計)	年齢別 入所希望 率	入園希 望 予定数	クラスあたり の園児数	公立 新施設 (1園) R10.4～			公立 こぼと園 (1園) R10.4～			桜谷こども園 (第2園舎) 0～5歳			私立 わらべ保育園 (2園)	みらいしゃくなげ 保育園 0～2歳		民間 (小規模保育施 設) 0～2歳		受入可 能園児 数の計	不承諾 者数	公立園 保育士 数(正 規)	公立園 加配保 育士数 (フル)	公立園 加配保 育士数 (パー ト)
					クラス 数	園児数	保育士数	クラス 数	園児数	保育士数	クラス 数	園児数	保育士数		クラス 数	園児数	クラス 数	園児数					
0歳児	120	50%	60	1クラス9人	3	27	9	1	8	3	1	3	1	12	1	6	1	6	62	-2	13	3	5
1歳児	120	65%	78	1クラス10人	3	30	6	1	12	2		5	1	20	1	6	1	6	79	-1	9	3	5
2歳児	120	80%	96	1クラス15人	3	36	6	1	16	3		12	2	24	1	7	1	7	102	-6	11	3	4
3歳児	120	100%	120	1クラス20人	3	60	6	1	20	2	1	12	1	36	—	0	0	0	128	-8	9	5	4
4歳児	120	100%	120	1クラス22人	3	66	3	1	20	1	1	12	1	36	—	0	0	0	134	-14	5	5	1
5歳児	120	100%	120	1クラス22人	3	66	3	1	20	1		12	1	36	—	0	0	0	134	-14	5	5	1
計	720		594		18	285	33	6	96	12	4	56	7	164	3	19	3	19	639	-45	52	24	20

町内における再編整備後の幼児教育保育施設については、幼保連携型認定こども園3園と民間保育所2園、小規模保育施設2園での運営となります。再編整備後の各施設における受け入れ可能人数により、新こども園の受け入れ可能人数を算定しました。

将来の子ども人口の推計について、令和3年から令和7年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」で推計を行ったところ、出生数は、令和8年は、113名、令和9年は、109人、令和10年は、109名、令和11年は、107名でした。推計以上の子ども人口の減少も想定されますが、「子育て環境の未来に向けての提言」における子育て環境の将来像の提案 ア. 子育てしようとする人が住みたくなる住環境 や、を進めることにより、子ども人口については、現状維持を図ることとします。このことから、出生数を現状の概ね、120名程度で推移することを想定し、受入れ可能人数を算定しました。

※【参照】各年齢別人口の実績値と推計値より。

※年齢別入所希望割合については、年齢ごとに0歳児 50%、1歳児 65%、2歳児 80%で算出した。

※参考：令和7年4月1日現在の年齢別入所希望割合は、年齢ごとに0歳児 45%、1歳児 69%、2歳児 75%です。

このことから、新たに整備する新こども園について、受け入れ可能園児数を285名とします。

第3章 幼保連携型認定こども園

1. 認定こども園に求められる役割

(1) 国が示す考え方

平成18年10月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、認定こども園制度が始まりました。この法律は、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育については、保護者が働いても働いていなくても同じ施設を使用したいなど、ニーズの多様化を考慮し、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じるものです。この法律は、幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けたものです。また、認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となる多様なタイプがあり、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置付けを失うことはありません。

また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（平成30年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）における幼保連携型認定こども園の役割には、「幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第2条第7項により、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的として設置される施設である。」とされています。

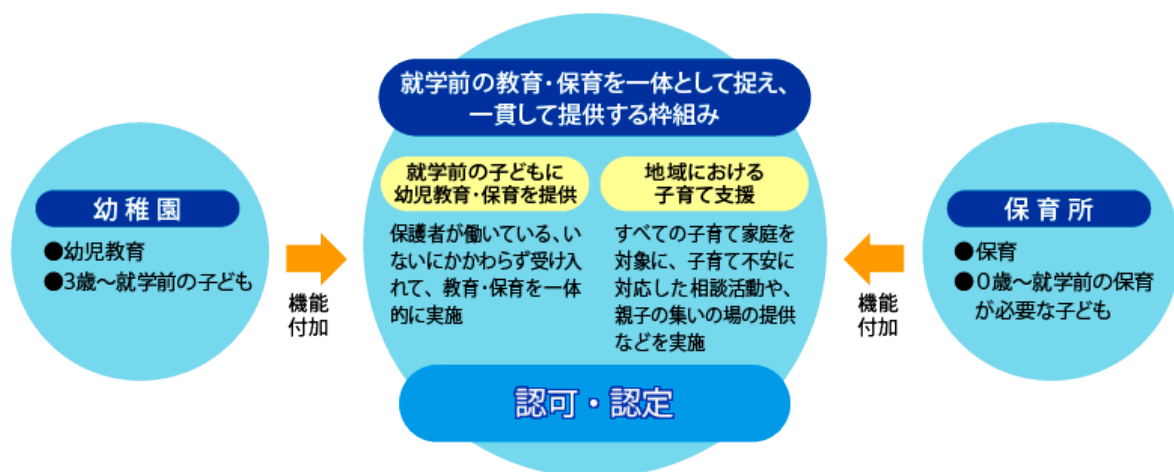
①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）

②地域における子育て支援を行う機能

（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集い場の提供などを行う機能）

■認定こども園■



資料：子ども家庭庁

(2) 国が示す4つの類型

認定こども園の認定を受ける施設としては、地域の実情に応じて選択が可能となるよう①幼保連携型、②幼稚園型、③保育所型、④地方裁量型の4つの類型があります。制度の枠組みとしては、幼稚園でも保育所でもない第3の施設類型といったものではなく、果たすべき機能に着目し、幼稚園や保育所などがその法的位置付けを保ったまま認定を受ける仕組みとなります。本町では、保護者からの長時間保育ニーズ等に応えるために、長時間部と短時間部の両方ある「幼保連携型認定こども園」を整備します。（※「子育て環境の未来に向けての提言」でもこども園の形態として、年齢で保育所と幼稚園を分けるのではなく、子どもの成長に合わせて、0歳から5歳まで一貫した教育保育を安定的に行い、親の多様な働き方にも対応できることから、保育所と幼稚園の機能を併せ持った、長時間部と短時間部の両方ある「幼保連携型認定こども園」を提案していただきました。）

■認定こども園の4つの類型■

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園＋保育所機能)	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	幼稚園機能＋保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人 社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育士教諭 (幼稚園教諭＋ 保育士資格)	(満3歳以上) 両免許・資格の併有が 望ましいがいずれでも可 (満3歳未満) 保育士資格が必要	(満3歳以上) 両免許・資格の併有が 望ましいがいずれでも可 ※注1 (満3歳未満) 保育士資格が必要	(満3歳以上) 両免許・資格の併有が 望ましいがいずれでも可 (満3歳未満) 保育士資格が必要
開園日 ・開園時間	11時間開園・土曜日の 開園が原則（弾力運用 可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園・土曜日の 開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定

注1）教育相当時間外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要

再編整備後の認定こども園は、全て、幼保連携型認定こども園になります。

■長時間部と短時間部の違い■

区分	長時間部	短時間部
対象者	保育を必要とする家庭（共働き家庭）	保育の必要がない家庭（専業主婦家庭など）
認定区分	2号認定・3号認定	1号認定
利用時間	1日8時間以上	1日4～6時間程度
延長保育	利用可能	原則なし
目的	就労や介護などの事情により長時間保育を提供	幼児教育中心の活動
教育内容	保育と教育の両立	教育中心

2. 日野町認定こども園

(1) 日野町認定こども園(新こども園)のあり方

「子育て環境の未来に向けての提言」には、こども園を新設するのであれば、これに伴って園舎の新築や改築が必要になります。これは本町の特徴を生かした園を創ることができる千載一遇のチャンスであり、併せて保育者にとって魅力的な園を創ることができるかという機会でもあると記載されています。子どもにとって最善の保育環境を整えつつ、本町の特徴である自然豊かな環境や、地域性を活かした施設整備を行う必要があります。

また、新こども園が整備されることにより、町全体の視点において、0歳児から5歳児まで、同じ環境、適正な集団規模を確保し、子どもたちが成長・発達する過程において途切れることなく安定した環境のもとで、「つながり」のある保育幼児教育を行うことが可能となります。再編整備後の民間運営による保育所や小規模保育事業施設はもとより、教育機関、周辺施設とも連携しながら地域と共に歩んでいく施設整備をします。

日野町幼児教育保育施設再編整備計画にある基本方針を実現するために、日野町認定こども園（新こども園）としてできることを最大限取り組むこととします。また、日野町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）において、「幼稚園・保育所・こども園の維持管理方針に、幼児教育・保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園や保育所の在り方について、今後設置を予定している「幼児教育・保育の在り方検討懇話会」との調整により対応することとする」と記載されています。懇話会は、子どもたちにとってより良い幼児教育保育環境とは何かを最優先に、これからの幼児教育保育の在り方等について具体的な方向性を検討し、将来に向け持続可能な幼児教育保育をすすめるために設置されました。

この提言は、各層と37回（参加者総数 692人）のワークショップを行い提言としてまとめられました。その内容は、保護者・保育者・地域住民等の意見をまとめられたものであることから、最大限尊重し進めることとします。

幼児教育保育施設再編整備の基本方針

(1) 子どもにとって最善の保育環境を整える

①幼児期の人格形成の土台をつくる大切な時期に、しっかりと愛着形成を育み、子ども同士で刺激しあい、子どもたちの主体性を伸ばす力を養成していく。

②①のために適正な集団規模を確保し、子どもにとっての成長の場と、保育士等にとって子どもの成長を喜び合え、働き甲斐のある職場環境をつくり保育の質の向上を目指す。

③地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、豊かな自然環境の中で、地域の方々と子どもたちが一緒に触れ合える保育環境をつくるよう努める。

④この町で安心して子育てができるよう、誰もが望めば入園（受け入れ）できる幼児教育保育施設の整備に努める。

(2) 幼児教育保育環境の再編整備を図る

①公立幼稚園と保育所を集約化し、幼稚園機能と保育所機能の両方を兼ね備えた「幼保連携型認定こども園」として再整備を行う。（※既存の公立施設2園と、**新設の認定こども園の建設**を含め、町内で計3園の認定こども園の整備を図る。私立わらべ保育園、第二わらべ保育園は現状配置のままとする。）

②多様化する保育ニーズへの対応や良質な保育サービスの持続的な提供を図るため、町と民間事業者との連携・協働に努め、特に低年齢児（0歳から2歳児）の受け入れを拡大するため、公立施設の活用を含めた民間事業者による地域型保育（小規模保育事業）施設の整備を図る。

③子育て支援事業の更なる充実を図るため、再整備後の空き公立施設を活用した子育て支援施設や学童保育施設等の拠点整備を図る。

新こども園は、幼児教育保育施設再編整備の基本方針にある「（1）子どもにとって最善の保育環境を整える」ために、「（2）幼児教育保育環境の再編整備を図る」①新設の認定こども園として整備するものです。新こども園は、大規模なこども園となることから、本町における幼児教育保育施設のモデル施設として整備を行う必要があります。また、様々な機能を備えることから、町内の他園にない要望に応えることも期待されることから、園同士の横の繋がりを更に深め、連携を強化する必要があります。

これらの再編整備を行うことにより、園児の保育環境、保育士等の働く環境の向上が図られ、保育士等の不足への対応、施設の老朽化対策および運営の効率化が図れ、園児達にとっても、就学前の時期に適正な規模による保育を通じた集団生活を体験することや、多くの子どもと関わりを持ち、様々な経験を積み重ねることにより、より大きな土台づくりが図れ、将来の成長と発達への効果が見込まれます。

■幼児教育保育施設等の再編整備の全体像■



(2) 日野町認定こども園(新こども園)のコンセプト

「(1) 日野町認定こども園(新こども園)のあり方」で示した新こども園の整備のために、その目的や価値観を示すコンセプトを下記のとおりとします。

■新こども園コンセプト■

“みんなが育ち合い、一人ひとりが輝く、笑顔いっぱい こども園”

■コンセプトの説明

子ども、保護者、地域の人々が一緒になって育ち合う環境を大切にします。また、子どもたちの個性を大切にし、それぞれの「好き」や「得意」を伸ばせる環境を整え、保育者は一人ひとりにしっかりと向き合い、自己表現の楽しさを感じられるようサポートします。

子ども、保育者、保護者、地域がつながり、みんなが笑顔あふれるこども園を目指します。

本コンセプトの作成に際し、子ども支援課から3つの案を提案し、町内の就学前施設に勤務する全職員（正規・非正規含む、全ての職種）にアンケート調査および、意見集約を行いました。その3つの案は、以下のとおりです。

案1. みんなで育つ、笑顔あふれる こども園

案2. 遊びと学びがつながる、ワクワク こども園

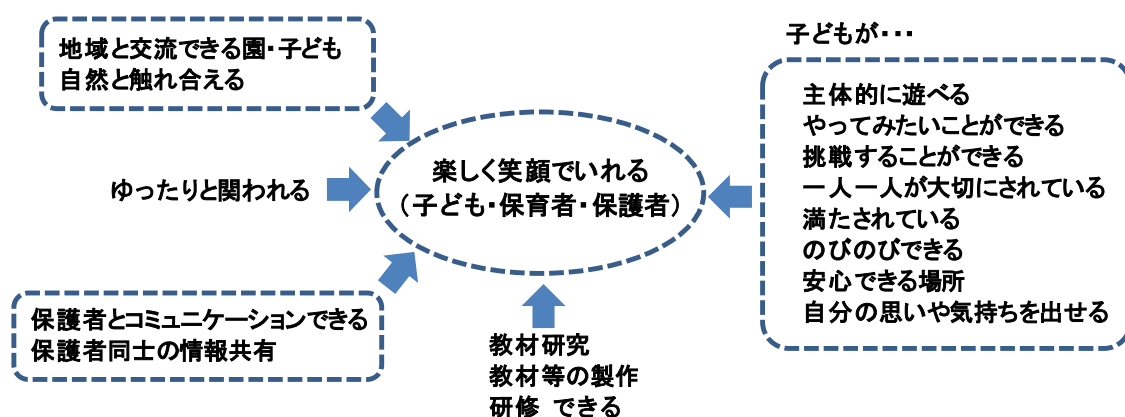
案3. 一人ひとりが輝く、笑顔いっぱい こども園

上記のコンセプト（案）については、懇話会における子育て環境の将来像を参考にしました。

（ワークショップにおいて設定された将来像）

- ①地域で育てる
- ②子育てしようとする人が住みたくなる環境
- ③自然と触れ合える
- ④保育者の目指す保育の実現

その中でも、「保育者が目指す理想の保育」として、下記の図が示されています。



参考：子育て環境の未来に向けての提言P19

この図では、「楽しく笑顔」が中心にあり、その笑顔の中心は、子ども・保育者・保護者です。

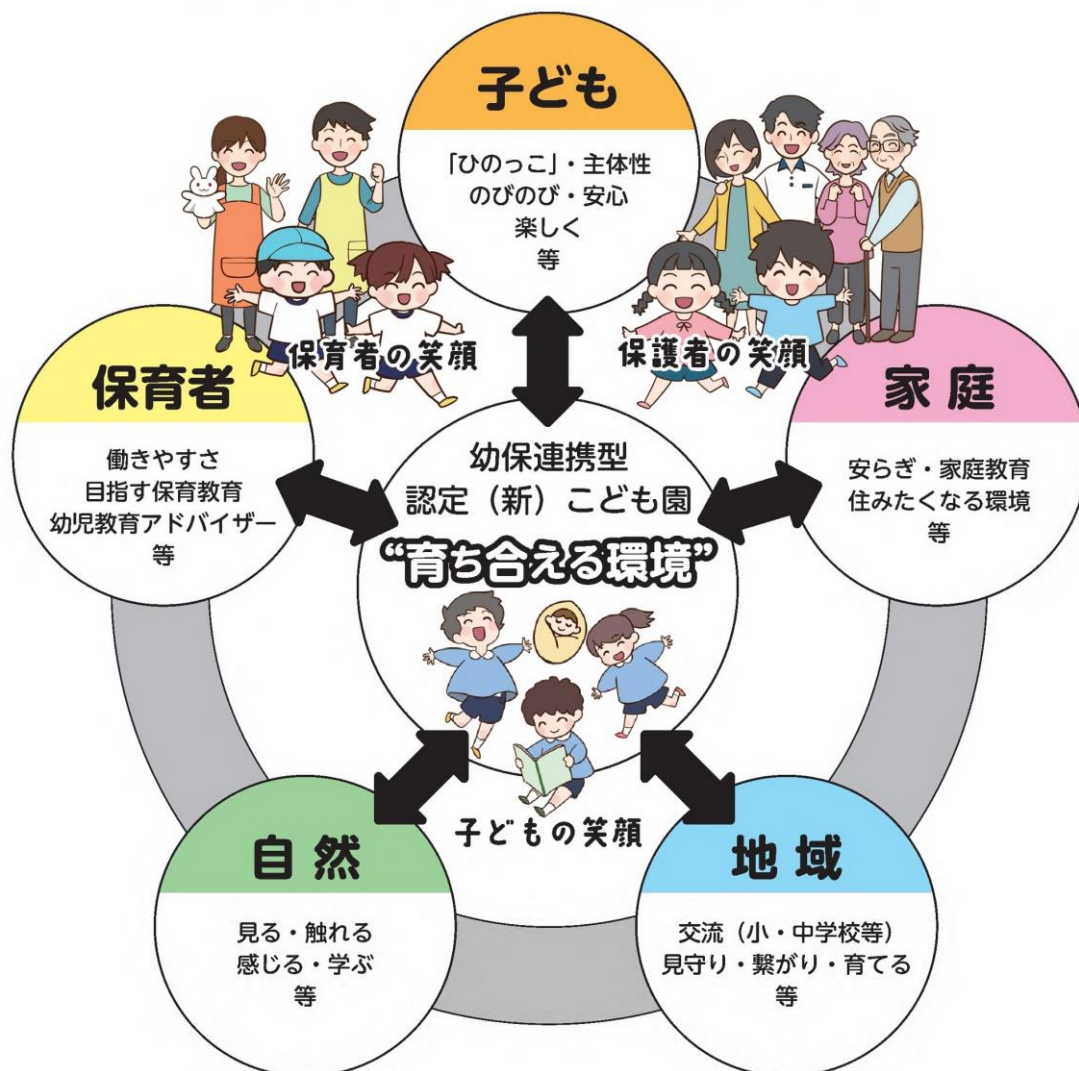
これらの考えを踏まえ、「楽しく笑顔」が中心にあるコンセプト（案）を提案しました。コンセプトの作成に際し、アンケート調査結果は以下のとおりです。

■合計（人）

案1. みんなで育つ、笑顔あふれる こども園	案2. 遊びと学びがつながる、ワクワク こども園	案3. 一人ひとりが輝く、笑顔いっぱいこども園
3 3	2 1	7 1

コンセプト（案）を3つ提案したところ、案3.である「一人ひとりが輝く、笑顔いっぱいこども園」が最多投票を得ることとなりました。コンセプト（案）に対しての自由回答では、多くの保育者から“育ち”をキーワードに意見をいただきました。保育者の思いとして、様々な関係性で繋がりが合いながら“育ち合える環境”を求めておられることが分かりました。このことから、案3.をベースにして、“育ち”を盛込んだコンセプトとしました。

■新こども園のコンセプトによるイメージ図■



(3) 日野町認定こども園(新こども園)の整備方針(5つの柱)

新こども園の整備にあたっては、コンセプトである“みんなが育ち合い、一人ひとりが輝く、笑顔いっぱい こども園”の実現を目指します。

この実現に向けて、日野町認定こども園整備基本構想策定委員会からの意見や「子育て環境の未来に向けての提言」および、新施設整備検討会（各園長で構成）で作成した「施設整備にかかる基本的な考え方（配慮事項）」などを踏まえ、次の5つの柱を整備方針としてまとめました。

施設整備にあたっては、これら5つの柱を視点として、保育者が入所児童を安全に保育できるよう施設の規模や諸室の構成などを検討し、建物の基本設計を進めていきます。また、本整備方針に基づき、幼児教育・保育カリキュラムを策定します。

■整備方針(5つの柱)■

柱Ⅰ. 安全でだれもが安心してすごせる施設 **安全性**

柱Ⅱ. 子どもたちが心も体ものびのびと成長できる施設 **快適性**

柱Ⅲ. 多様な保育ニーズに応え、保育者が働きたい・働き続けたいと願う施設 **利便性**

柱Ⅳ. 地域とつながり、子育て支援や交流の機会を生み出す施設 **交流性**

柱Ⅴ. 周辺環境を活用し、自然とのふれあいや学びが広がる施設 **周辺環境**

■整備方針

柱Ⅰ. 安全でだれもが安心してすごせる施設 **安全性**

①防災・防犯対策の強化

- ・耐震基準を満たし、防火設備を充実させることで、防災・防火対策を実施
- ・異常気象に備えた暴風雨対策の実施
- ・避難訓練の実施や複数の避難ルートの確保により、迅速な避難が可能な環境を整備
- ・防犯カメラの設置や見守り体制の強化により、不審者対策を実施

②施設・設備の安全設計

- ・幼児・未満児の専用ゾーニングを行い、年齢に応じた安全な環境を確保
- ・見通しの良い空間設計により、死角を減らし、保育者が子どもを見守りやすい環境を整備
- ・クッション性のある床材や安全基準を満たした遊具を導入し、転倒・衝突リスクを軽減

③健康・衛生管理

- ・換気システムの導入や手洗い場等の充実により、感染症対策を強化
- ・徹底した衛生管理と、アレルギー対応による食の安全確保
- ・体調管理の徹底や、看護師等との連携による健康管理体制の充実

④送迎・移動時の安全確保

- ・駐車場や送迎スペースの整備により、送迎時の安全を確保
- ・引率体制や緊急連絡手段の確保、移動ルートの整備により、園外活動時の安全を確保

柱Ⅱ. 子どもたちが心も体ものびのびと成長できる施設 **快適性**

①環境の快適性

- ・窓の配置や、通気性を考慮した設計により、心地よい空間を実現
- ・音環境の工夫により、落ち着ける環境を提供

②遊びと学びの快適な空間

- ・十分な運動スペースを確保し、子どもが自由に遊び、考えられる環境を整備
- ・発達段階に応じた遊具や、体験型教材を配置し、学びの機会を充実
- ・猛暑時の日陰確保により、天候に左右されず外遊びができる環境を整備

③健康と衛生の快適性

- ・徹底した掃除・換気により、清潔で安全な施設を維持
- ・手洗い場やトイレの配置を工夫し、子どもが使いやすく衛生管理がしやすい設計
- ・食事が楽しくなる空間づくりにより、快適な給食スペースを確保

④心の快適性

- ・木材や柔らかい色調を取り入れたデザインにより、落ち着ける温かみのある空間を演出
- ・子どもが一人になりたいときに安心して休めるスペースを確保
- ・子ども同士や保育者同士のコミュニケーションがとりやすい空間設計を実現

柱Ⅲ. 多様な保育ニーズに応え、保育者が働きたい・働き続けたいと願う施設 **利便性**

①多様な保育環境の整備

- ・多様な保育ニーズに対応できる柔軟な保育時間を設定
- ・乳児・幼児の発達段階に合わせた、居心地の良い環境を整備
- ・幼児教育アドバイザー等の設置による専門的な保育サポート体制の充実
- ・医療的ケア児等※への実態を踏まえた上で適切な支援へと導く体制整備

②保育者が働きやすく、長く働き続けられる職場環境

- ・自然光を取り入れた開放的な空間設計により、快適で働きやすい環境を整備
- ・保育者専用の休憩室やノンコンタクトタイムを確保し、リフレッシュできる環境を整備
- ・保育者のメンタルケアのための、支援体制の充実
- ・ICTの活用や業務の見直し等により保育者の負担を軽減し、効率的な保育運営を実現

※「医療的ケア児等」とは、医療的ケアが必要な児童および、様々な支援を要する児童を指します。

柱Ⅳ. 地域とつながり、子育て支援や交流の機会を生み出す施設 **交流性**

①地域とつながる子育て拠点施設

- ・ つどいのひろば『ぼけっと』や、子育て支援センター、子育てサロン等と連携し、保護者が気軽に相談できる場を提供
- ・ 送迎時に親子で気軽に過ごせる交流スペースを設置
- ・ 子どもの育ちの応援と育児に関する学びの場を提供し、保護者同士の交流を促進

②多世代が関わる温かい交流の場

- ・ 読み聞かせや昔遊び、食育活動などを通じて、地域の人と触れ合う機会を創出
- ・ 地域の祭りや農業体験などを通じ、子どもが地域文化を学ぶ機会を提供
- ・ 地域住民が園の活動を支え、共に子どもを育てる仕組みを構築

③自然に交流が生まれる開かれた園づくり

- ・ 公園や図書館、その他公共施設等と連携し、人が自然に集まる拠点を整備
- ・ 休園時に園の駐車場を地域イベント等に活用

柱Ⅴ. 周辺環境を活用し、自然とのふれあいや学びが広がる施設 **周辺環境**

①周辺環境を活かした学びのフィールド化

- ・ 園周辺の農地、森林、水辺空間などを「学びの場」として活用
- ・ 地域住民や専門家と連携し、継続的なプログラムを実施

②施設・屋外空間の自然との共生

- ・ 木材や自然素材を活かした園舎を採用し、感性を育む空間づくりを推進
- ・ 園内にビオトープや植栽、菜園等を整備し、園児が日常的に自然と触れられる環境を構築

③地域と連携した持続可能な運営

- ・ 子ども主体の「探究する学び」を促進し、実体験を通じた学びを提供
- ・ 周辺環境を活用したフィールドワークを積極的に取り入れ、実態を通じた学びを提供
- ・ 地域の農家等と連携し、体験学習プログラムを通じ、食育を実施
- ・ 子育て層が転入し、住みたくなる住環境との連携による安定した運営

第4章 施設整備基本計画

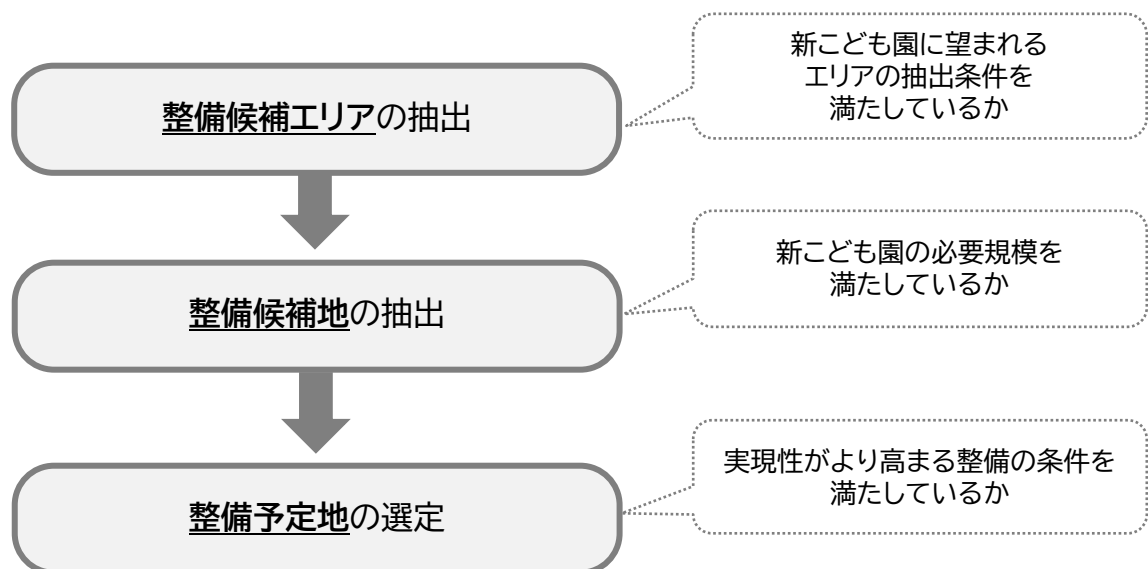
1. 新こども園整備予定地

本町において子育ての拠点としての役割を担う、比較的大規模な新こども園の整備に向けて、多角的な視点を整理した上で適切な敷地について比較検討を行い、新こども園整備予定地を選定しました。

整備予定地の選定は、過去に開催されていた懇話会の検討経緯やその検討結果である「子育て環境の未来に向けての提言」、さらに令和6年度から実施している「日野町認定こども園整備基本構想策定委員会（以下「策定委員会）」における意見等を踏まえて検討を進めました。

具体的には、本構想において設定した施設整備方針をもとに、新こども園に求められる立地の条件および必要規模を整理し、整備候補エリアを絞り込み、整備候補地を抽出しました。さらに、より望ましい立地の条件と実現性がより高まる整備の条件により整備候補地を比較し、新こども園の整備予定地を選定しました。

新こども園整備予定地の選定の流れは、以下のとおりです。



(1) 整備候補エリアの抽出

整備候補エリアは、「子育て環境の未来に向けての提言」における考え方を踏まえた上で抽出条件を設定し、適切なエリアを抽出しました。

①「子育て環境の未来に向けての提言」における整備候補エリアの考え方

「子育て環境の未来に向けての提言」の中では、子育て環境の将来像の提案として、こども園の立地についての考え方を以下の a～g の 7 項目に示しています。このうち、整備候補エリアの抽出に関する項目は、次の 5 項目です。

【こども園の立地についての考え方】

- a: 周辺に子育て層の転入が可能なこと
- b: 日野町の自然を活かした教育保育が可能なこと
- c: 地域が園を受け入れ可能であること(子どもの声が騒音扱いされない等)
- d: 地域が協力可能であること(散歩、遠足、他)
- e: 保育者にとっても地域との協働があり、目指す保育ができ、働きやすい建物・環境であること
- f: 土砂災害、水害の想定エリアで無いこと
- g: 通園、通勤に際し道路交通が極端に危険でないこと



【整備候補エリアの抽出に関する項目】

- a: 周辺に子育て層の転入が可能なこと
- b: 日野町の自然を活かした教育保育が可能なこと
- d: 地域が協力可能であること(散歩、遠足、他)
- f: 土砂災害、水害の想定エリアで無いこと
- g: 通園、通勤に際し道路交通が極端に危険でないこと

②整備候補エリアの抽出

本町内には、桜谷こども園（認定こども園）と令和10年度を目処に認定こども園へ移行する保育所こばと園が立地しており、整備後は新こども園を含めて3つのこども園が立地することになるため、通園範囲の重複を避けることを目的に既存2園からの徒歩圏（800m）範囲を除外するような前提条件を設定しました

■前提条件として除くエリア■



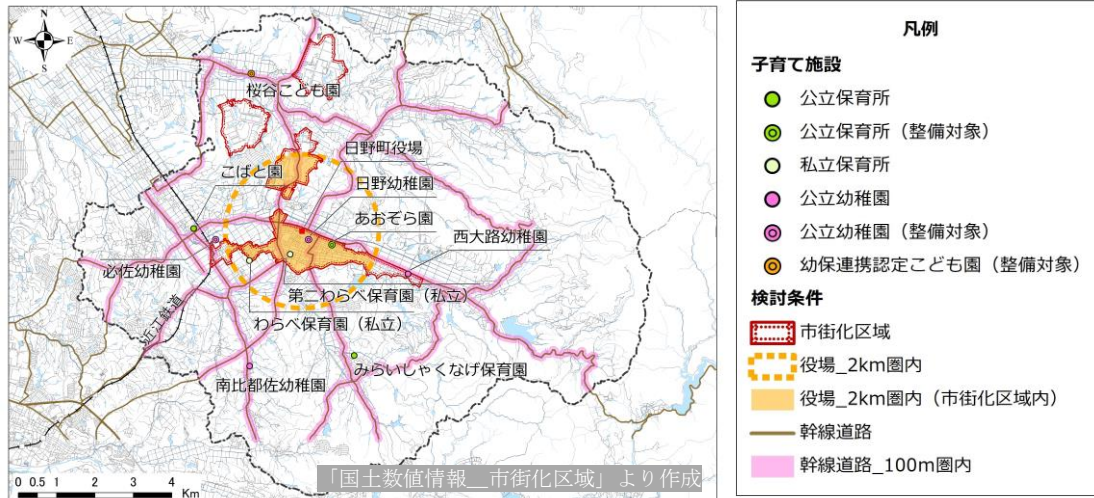
また、新こども園の整備候補エリアは、周辺に子育て層が転入できる住宅建設が可能かという観点および本町全域からアクセスできるかという観点を重視条件として設定した上で、災害リスクを除外条件として設定し、抽出しました。

■整備候補エリアの条件と背景■

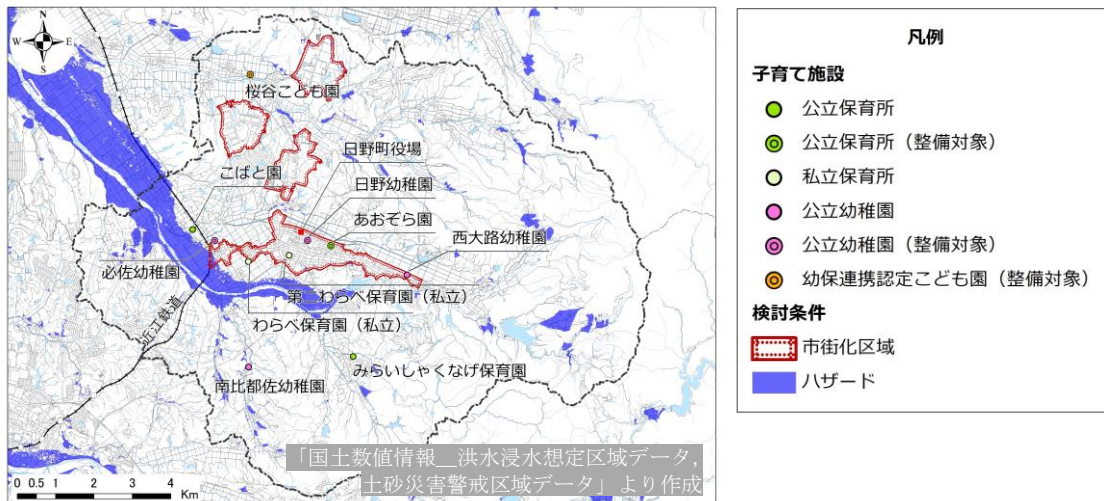
提言項目	条件	背景
a	重視条件 市街化区域又は市街化区域隣接地かつ役場から2 km圏内	敷地周辺への子育て層の転入が可能であることを重要と認識し、都市計画法で新規住宅開発が可能と定められている市街化区域とその周辺を設定しました。 また、近年の人口増加が多いエリアとして、役場付近（役場から半径2 km以内）を子育て層の転入エリアとして設定しました。
	幹線道路沿い	新こども園への園児の送迎は主に自家用車と想定されることから、園児家族の居住地域と整備された道路で接続されていることを重要と認識し、幹線道路沿い（100m以内）を居住地域からのアクセス性の高いエリアとして設定しました。
f	除外条件 土砂災害・浸水のハザードエリア	こども園に通園する0～5歳児は、自力での避難が難しいため、自然災害時の安全性を確保することが重要と認識し、洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域および土砂災害警戒区域を災害ハザードエリアとして設定しました。

■整備候補エリアの抽出結果■

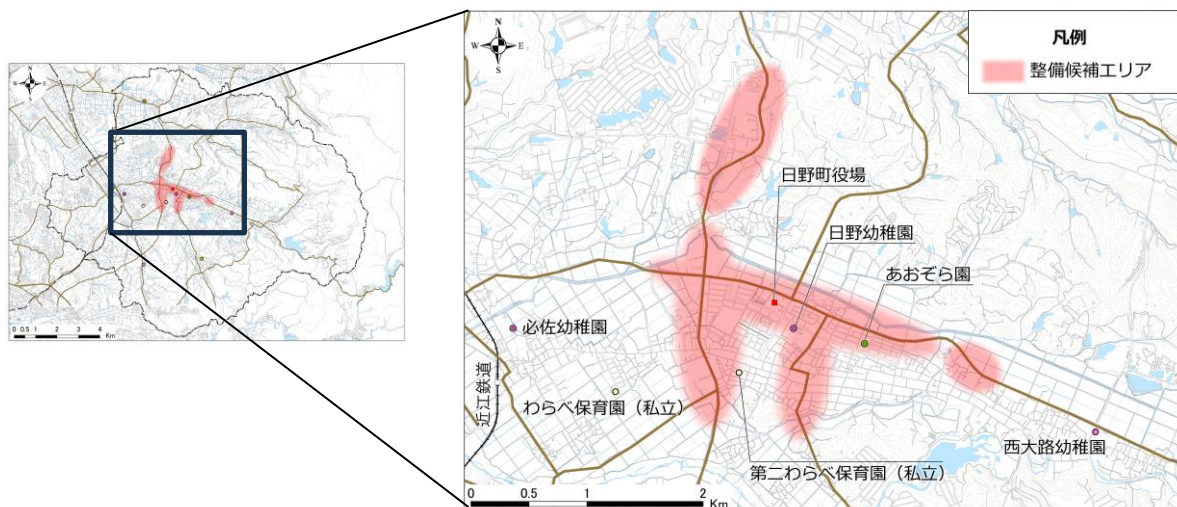
【重視条件による抽出エリア】



【除外条件による該当エリア】



【整備候補エリア】

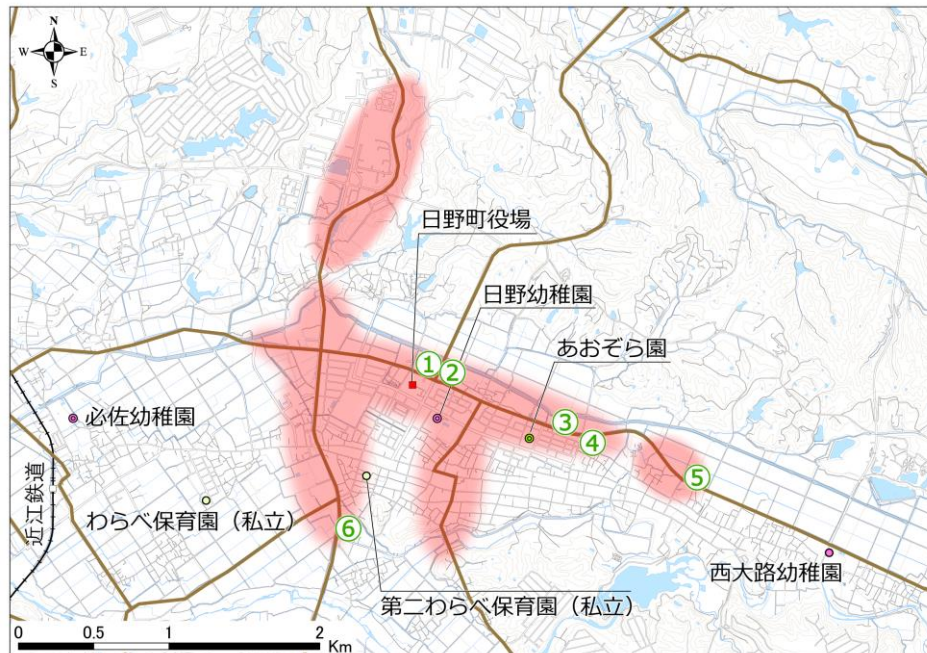


(2) 整備候補地の抽出

整備候補地の抽出では、整備候補エリアの抽出結果をもとに、新こども園の整備に必要と想定される敷地規模を満たす6か所を整備候補地として抽出しました。

具体的には、新こども園整備に必要な敷地面積について、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営に関する基準（以下「こども園設置基準」）および本町に設置されている幼児教育保育施設の実態を踏まえ、まとまった土地として10,000㎡以上を条件として設定しました。

■整備候補地の抽出結果■



(3) 整備予定地の選定

整備予定地の選定は、整備候補地6か所に対し、第3章で示した整備方針に基づく5つの視点である「安全性」「快適性」「利便性」「交流性」「周辺環境」をもとに、評価項目および評価基準を設定し、各候補地の評価結果を比較することで実施しました。

それぞれの視点における評価の考え方は以下のとおりです。

○ 安全性

だれもが安心してすごせるよう、自然災害による被害の少なさや、万が一の浸水が発生した時でも対処可能な深さであるか等の防災面の観点、避難経路の確保といった防犯面の観点、さらに周辺道路および歩道の交通状況等を踏まえた通園時の交通安全の観点から評価しました。

○ 快適性

子どもたちが心も体ものびのびと成長できるよう、園外に立地する公園や図書館などの周辺施設との近接性の観点から評価しました。

○ 利便性

多様な保育ニーズに応えるとともに、保育者が働きやすい・働き続けたいと思えるよう、自家用車・自転車・バス・徒歩等の多様な通園・通勤手段を想定し、最寄りバス停や周辺公共施設駐車場との距離を踏まえた通いやすさの観点から評価しました。

○ 交流性

地域とつながり、子育て支援や交流の機会を生み出せるよう、行政機能を担う役場や、教育機関である小学校との距離に着目し、連携のしやすさの観点から評価しました。

○ 周辺環境

自然とのふれあいや学びが広がるよう、日野町のシンボルともなる綿向山・田園風景などの景観要素が望めるかどうかを重視し、周辺環境の魅力を活かせるかという観点から評価しました。

①立地条件に関する評価

評価項目は、整備方針にて定めた「安全性」「快適性」「利便性」「交流性」「周辺環境」の5つの視点に基づいて設定し、各項目に評価基準を定め、「○・△・×」の3段階で評価しました。

評価の結果、5つの視点において候補地①が最も評価が高く、次いで候補地②の評価が高い結果となりました。

■立地条件に対する評価項目■

視点		提言項目	評価項目
立地条件	安全性	f	防災（浸水深さ想定）
			防犯（2方向への出口確保）
			交通安全（周辺道路の交通量）
			交通安全（歩道の整備状況）
	快適性	d	周辺施設（公園との距離）
			周辺施設（図書館との距離）
	利便性	g	交通利便（公共交通からのアクセス：最寄りバス停との距離）
			交通利便（駐車場容量の確保：周辺公共施設の駐車場との距離）
	交流性	d	行政機能との連携（役場との距離）
			教育機関の連携（小学校との距離）
	周辺環境	b	景観（シンボルともなる綿向山・田園風景が園舎から望めるか）

■立地条件における評価■

視点		評価項目	評価基準	候補地					
				①	②	③	④	⑤	⑥
立地条件	安全性	防災（浸水深さ想定）	○：0.5m未満 △：0.5～2m未満 ×：2m以上	△	×	○	○	○	○
		防犯（2方向への出口確保）	○：2方向で接道（全面歩道付） △：2方向で接道（○以外） ×：1方向のみ接道	○	○	△	△	△	△
		交通安全（周辺道路の交通量）	○：5000台以下 △：5000～10000台未満 ×：10000台以上	○	○	○	○	○	×
		交通安全（歩道の整備状況）	○：全面整備済 △：一部整備済 ×：未整備	○	○	×	×	×	×
				○	△	△	△	△	×
	快適性	周辺施設（公園との距離）	○：同一・隣接街区内 △：800m以下 ×：800m以上	○	△	×	×	×	○
		周辺施設（図書館との距離）	○：同一・隣接街区内 △：800m以下 ×：800m以上	○	○	×	×	×	×
				○	○	×	×	×	△
	利便性	交通便利（公共交通からのアクセス：最寄りバス停との距離）	○：前面道路 △：300m以下 ×：300m以上	○	△	△	△	△	×
		交通便利（駐車場容量の確保：周辺公共施設の駐車場との距離）	○：同一・隣接街区 △：300m以下 ×：300m以上	○	○	×	△	△	×
				○	○	×	△	△	×
	交流性	行政との連携（役場との距離）	○：同一・隣接街区内 △：800m以下 ×：800m以上	○	○	×	×	×	×
		教育機関との連携（小学校との距離）		△	△	△	×	×	×
				○	○	×	×	×	×
	周辺環境	景観（シンボルともなる綿向山・田園風景が園舎から望めるか）	○：園舎から眺望可 △：園舎から一部眺望可 ×：園舎から眺望不可	○	○	○	△	○	×
				○	○	○	△	○	×

【判定基準】

視点ごとの項目の半数以上が○評価（×評価はない）⇒○

視点ごとの項目の半数以上が×評価⇒×

その他⇒△

②整備条件に関する評価

評価項目は、整備の実現に向けた「整備コスト」「整備スケジュール」の2つの視点に基づいて設定し、各項目に評価基準を定め、「○・△・×」の3段階で評価しました。

評価の結果、候補地ごとの優位性は確認できませんでしたが、候補地①・②と候補地③・④・⑤・⑥を比較すると、コストの視点においてインフラの整備状況又は支障物件の有無について評価に差が生じました。

■整備条件に対する評価項目■

視点		評価項目
整備条件	コスト	インフラの整備状況（下水道事業供給区域）
		支障物件の有無（埋設管の整備への影響）
	スケジュール	法規制（農地法・河川法・文化財保護法の影響）

■整備条件における評価■

視点		評価項目	評価基準	候補地					
				①	②	③	④	⑤	⑥
整備条件	コスト	インフラの整備状況（下水道事業供給区域）	○：区域内 △：区域外 ×：下水道・上水道ともに整備不可	○	○	△	△	△	△
		支障物件の有無（埋設管の整備への影響）	○：影響がない △：埋設管が確認されているが、整備可能 ×：埋設管が確認されており、整備不可	△	△	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○
	スケジュール	法規制（農地法の影響）	○：影響がない △：農業用地の指定があるが、整備可能 ×：農業用地の指定があり、整備不可	△	△	△	△	△	△
		法規制（河川法）	○：影響がない △：河川法はかかるが整備は可能 ×：河川法がかかり整備不可	△	△	△	○	○	○
		法規制（文化財保護法）	○：埋設物該当なしもしくは包蔵地該当なし △：埋蔵文化財包蔵地かつ調査未実施 ×：埋蔵文化財有	△	△	△	△	△	△
				△	△	△	△	△	△
				△	△	△	△	△	△

【判定基準】

視点ごとの項目の半数以上が○評価（×評価はない） ⇒○
 視点ごとの項目の半数以上が×評価 ⇒×
 その他 ⇒△

③総合評価

総合評価は、立地条件および整備条件における評価をもとに、以下に示す判断基準に基づいて実施しました。その結果、立地条件において特に優位性の高かった候補地①を整備予定地として選定しました。

なお、候補地の正式決定に向けては、整備スケジュールの遅延につながる可能性のある法規制等について調整を進めた上で、詳細検討を進めていくこととします。

■総合評価(一部再掲)■

視点		候補地					
		①	②	③	④	⑤	⑥
立地条件	安全性	○	△	△	△	△	×
	快適性	○	○	×	×	×	△
	利便性	○	○	×	△	△	×
	交流性	○	○	×	×	×	×
	周辺環境	○	○	○	△	○	×
整備条件		○	○	×	△	△	×
	コスト	○	○	○	○	○	○
	スケジュール	△	△	△	△	△	△
総合評価		△	△	△	△	△	△
総合評価		○	○	×	△	△	×

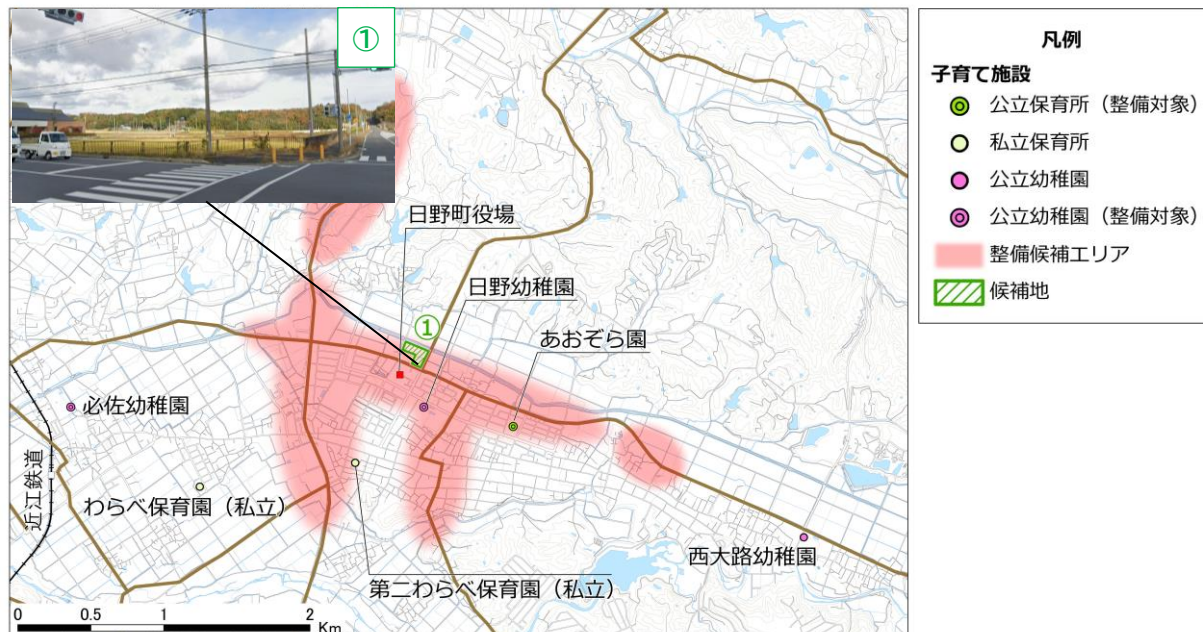
【判定基準】

視点ごとの項目の半数以上が○評価（×評価はない） ⇒○

視点ごとの項目の半数以上が×評価 ⇒×

その他 ⇒△

■整備予定地の選定結果■



2. 新こども園に配置する諸室

新こども園に配置する諸室については、新こども園の全体像を整理した上で、具体的な諸室を設定しました。

(1) 新こども園の全体像

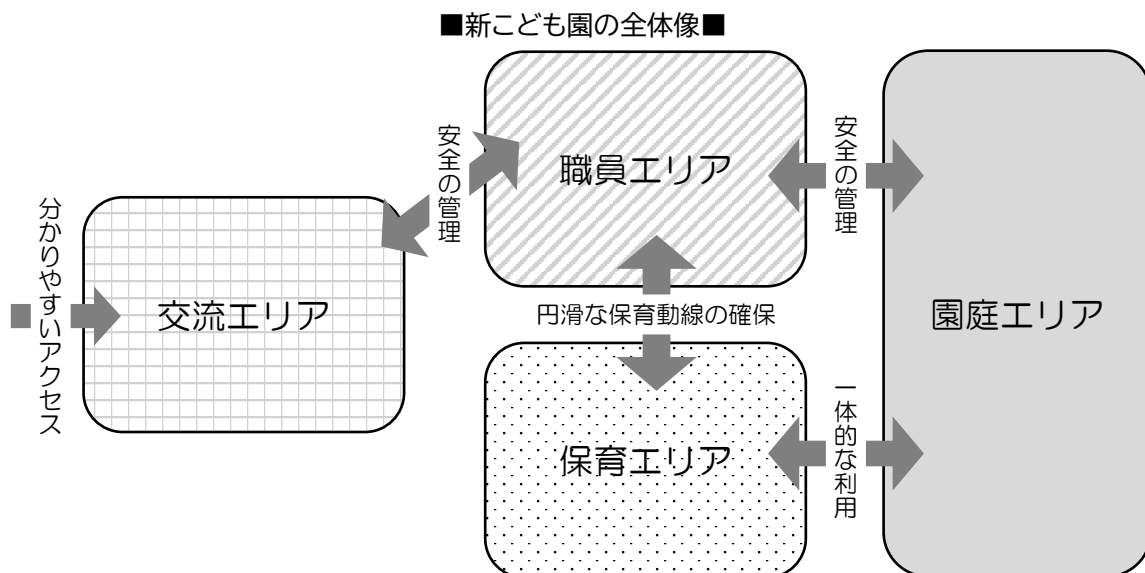
新こども園は、園児が安心してすごせるよう、あたたかく落ち着いた雰囲気を大切に整備します。

こども園には、園舎と園庭を備える必要があるため、園舎内に「保育エリア」「職員エリア」「交流エリア」、外部空間に「園庭エリア」を設けます。それぞれのエリアは、以下のような役割と関係性を持っています。

「保育エリア」は、園児の主な生活空間となるエリアです。職員エリアからの円滑な保育動線を確保し、園庭エリアと一体的に利用できるよう計画します。

「職員エリア」は、職員の事務作業を行うとともに、園全体の安全管理を担うエリアです。交流エリア・園庭エリアへの人の出入りを管理し、安全・安心な環境を維持できるよう計画します。

「交流エリア」は、こども園と地域をつなぐエリアです。地域に開かれた園として、保護者や地域の人々も含めて利用できるよう計画します。



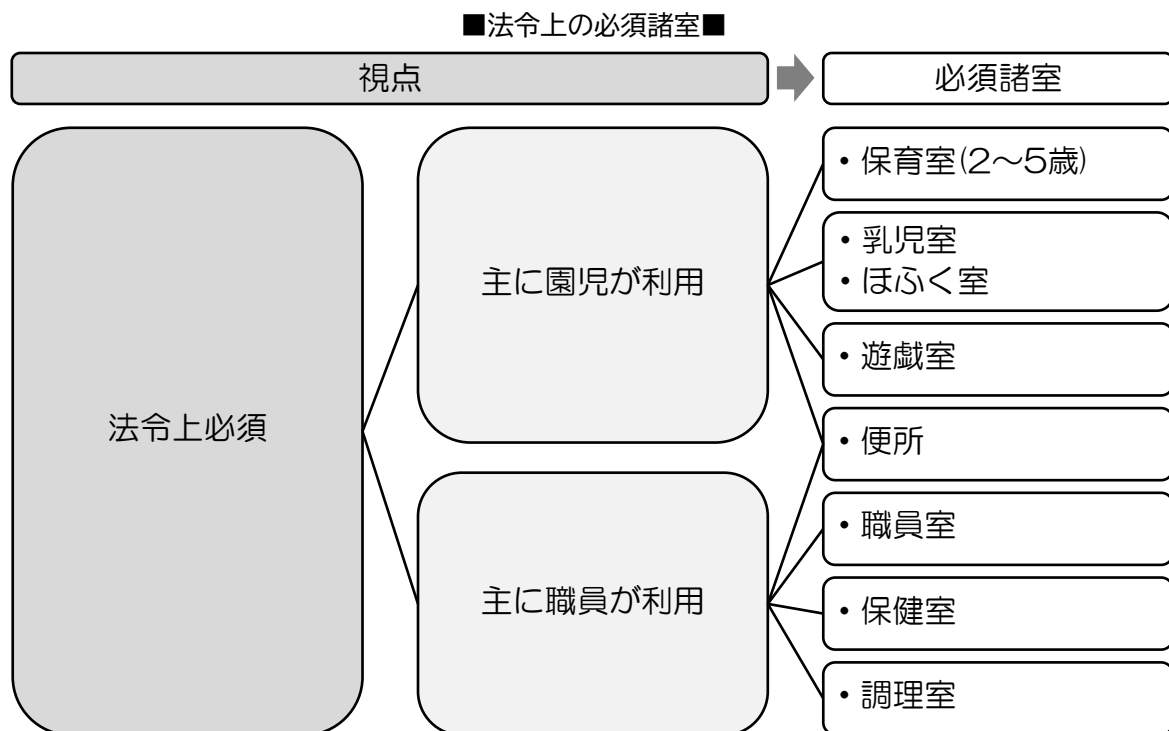
(2) こども園における基本的な諸室の整理

新こども園の諸室の設定は、こども園設置基準に基づき必要な諸室を整理した上で、本町の新こども園において独自に求められるその他の諸室を追加で検討しました。

具体的には、法令以外に追加すべきその他の諸室は、「子育て環境の未来に向けての提言」や本町内の既存の幼児教育保育施設で働く職員から寄せられた運用面に関する意見をもとに、本町において必要とされる諸室を検討しました。

①こども園における法令上の諸室

新こども園整備に向けて、遵守すべきこども園設置基準において規定されている「園舎に備えなければならない設備」のうち、諸室として設けるものを法令上の必須諸室として整理しました。



②その他諸室

法令で規定されている必須諸室に加え、既存の幼児教育保育施設に設置されており、今後も維持すべき諸室や新こども園において追加検討すべき諸室について、「子育て環境の未来に向けての提言」や本町の幼児保育施設で働く保育者の意見、さらに社会的な潮流を踏まえて整理しました。

新こども園は、本町内でも唯一の大規模な新設園となるため、他の幼児教育保育施設では対応が難しい課題にも対応していくことが求められます。

そのため、新こども園において対応すべき課題を、以下の3つの視点から設定しました。

ア) 保護者の視点

女性の社会進出等を背景とした子育て環境の変化に合わせた保育とするために、“長時間保育”や“乳児や低年齢児の保育”などに対応する必要があると考えました。

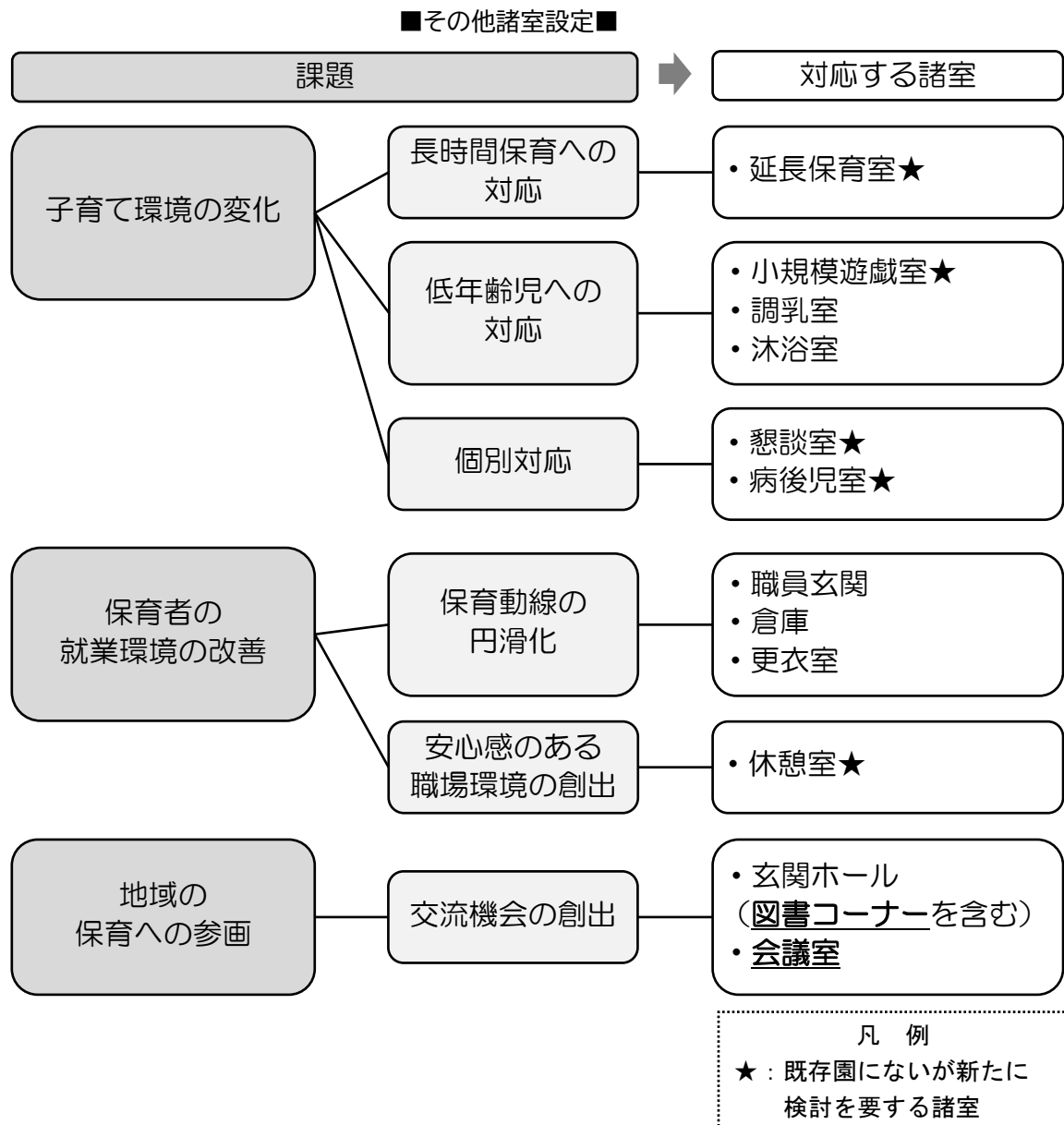
イ) 保育者の視点

保育者の就業環境の改善のために、“保育動線の円滑化”や“安心感のある職場環境の創出”が求められると考えました。

ウ) 保護者や職員以外の人も含めた地域の利用者の視点

地域ぐるみで子育てを進めていく拠点としての役割も付与していくために、“交流機会を創出”する空間を設ける必要があると考えました。

次に、3つの課題に対応するために必要と考えられる諸室を「その他諸室」として、以下のように設定しました。下線の諸室は法令で備えるよう努めなければならない設備として設定されています。



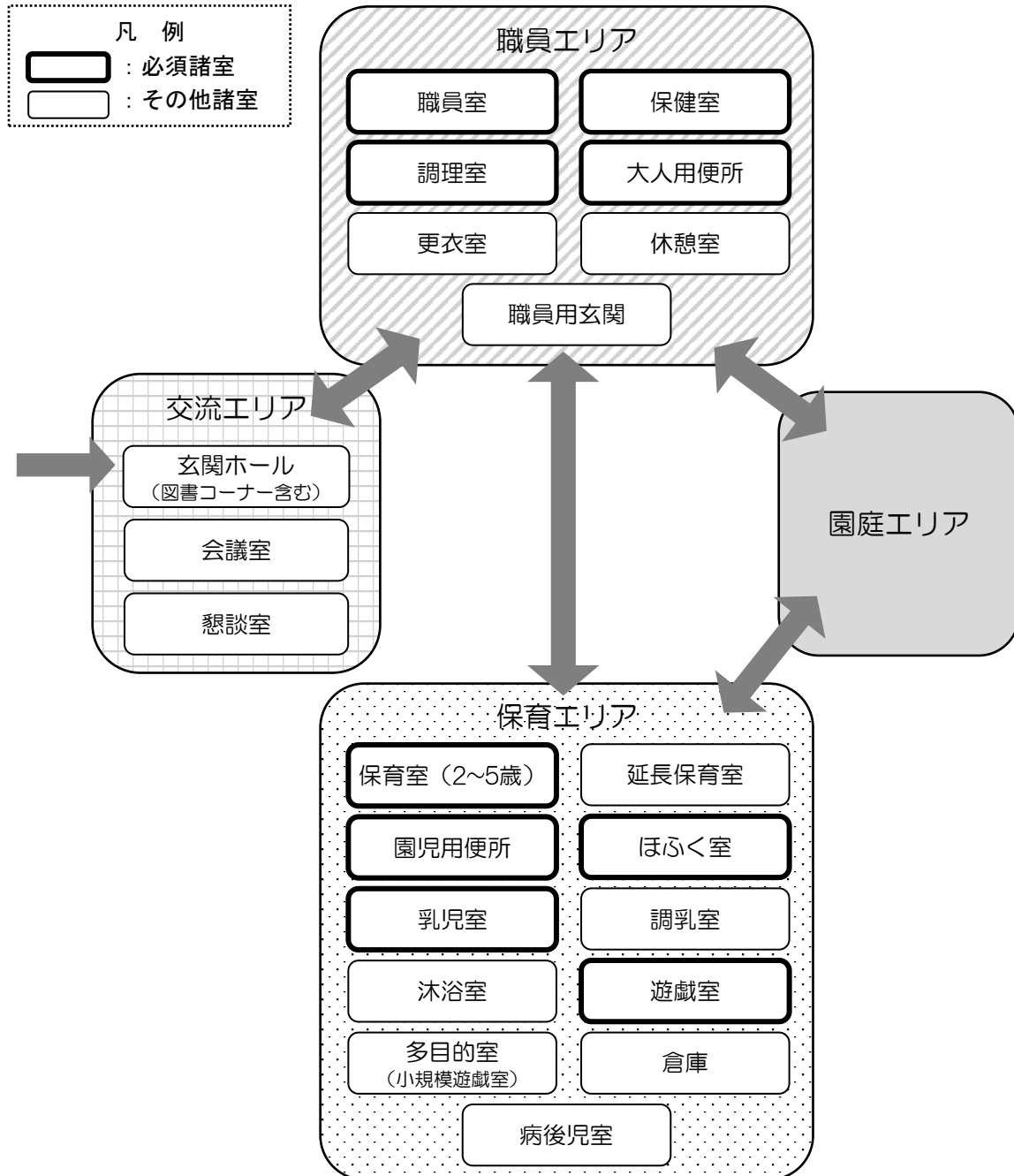
(3) 新こども園への配置を検討する諸室の設定

基本的な諸室として整理した①こども園における法令上の諸室、②その他諸室を合わせて、新こども園への配置を検討する諸室を以下のとおり設定しました。また、新こども園の諸室等イメージを次頁に示します。

■配置を検討する諸室一覧■

エリア	諸室	概要	設定
保育 エリア	保育室 (2～5歳)	園児が、生活の延長として遊び・食事・昼寝等の 集団行動を学ぶ室。	必須
	延長保育室		その他
	園児用便所	園児が、トイレマナーを学ぶ室。	必須
	ほふく室	乳児が、朝から夕方まで長い時間を過ごす室。	必須
	乳児室		必須
	調乳室	保育士が、乳児のミルクや離乳食を作る室。	その他
	沐浴室	保育士が、乳児の体を清潔に保つため乳児の入浴 を行う室。	その他
	病後児室	病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である 乳幼児（病後児）を一時的に預かる室。	その他
	遊戯室	日常的な室内遊びや雨の日の遊び、式典（入卒園 式、誕生日会等）にて利用する室。	必須
	多目的室 (小規模遊戯室)	可動間仕切り等によって状況に応じた利用が可能 な室。	その他
	倉庫	保育活動に必要な教材や遊具、衛生用品等を整理 して保管する室。	その他
職員 エリア	職員室	保育士やその他職員が、書類作成・電話対応等の 日常業務を行う室。	必須
	保健室	園児の健康の維持のため、健康診断、応急処置、 休養の時に利用する室。	必須
	調理室	調理員が、園児と職員全員分の昼食を調理する 室。	必須
	大人用便所	職員等の大人が利用する便所。	必須
	更衣室	職員が、出勤時や水遊び時等にスムーズかつ快適 に着替えを行うための室。	その他
	休憩室	職員が、保育中に休息をとれるように設ける室。	その他
交流 エリア	玄関ホール (図書コーナー)	園の顔として、園児登降や保護者・お客様が利用 する空間。送迎時に利用できる図書コーナーを設 置。	その他 (推奨)
	懇談室	職員が、職員同士や保護者の相談を受ける室。	その他
	会議室	職員や保護者、地域住民が、情報交換や触れ合い の機会をもつための室。	その他 (推奨)

■新こども園の諸室等イメージ■



3. 新こども園の規模

新こども園の規模は、将来的な想定園児数を踏まえて、法令上必要な面積を確保することを前提として設定しました。なお、今後の施設設計段階においては、最低限の規模に加えて、保育環境の向上を目的として、新こども園において適切な運用が可能となる広さを確保します。

(1) 園舎規模の設定

新こども園の園舎規模は、本町内で再編対象となる既存の幼児教育保育施設の合計面積である約3,200㎡と同程度として設定しました。

■園舎の設定面積■

施設名	面積
日野幼稚園	1,043.00 ㎡
あおぞら園	706.39 ㎡
必佐幼稚園	1,160.00 ㎡
桜谷こども園（第一園舎） ※新設園舎を除く	389.00 ㎡
新こども園	約3,200.00㎡

(2) 各諸室等の必要面積の想定

各諸室の必要面積は、よりよい保育環境の実現を目指し、具体的な利用方法を踏まえて、適切な規模で設定します。

なお、こども園設置基準に規定されている保育室、乳児室、ほふく室、園庭については、想定園児数に対して最低限必要となる規模を算出しました。

■最低限必要となる必要面積■

機能	必要面積	備考
保育室 (2～5歳)	451.44 ㎡	2歳以上児 : 1.98㎡/人
乳児室	44.55 ㎡	ほふくしない0・1歳児 : 1.65㎡/人
ほふく室	99.00 ㎡	ほふくする0・1歳児 : 3.30㎡/人
園庭	998.80 ㎡	2歳児 : 3.30㎡/人
		3歳以上児 : $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ ㎡

4. 新こども園の配置

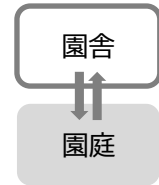
「1. 新こども園整備予定地」において選定した整備予定地における施設の配置を検討しました。

(1) 敷地内配置方針の設定

敷地内の園舎、園庭および駐車場の配置について、以下の視点で検討しました。

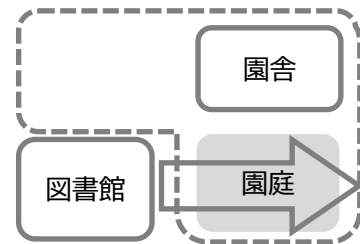
ア) 採光の確保

園舎の南側に園庭を配置することで、南側に採光を妨げる建物がなく、園舎内の良好な自然光を取り込むことが可能です。また、園児が外遊びをする午前中からお昼にかけて、園庭に園舎の影が落ちることなく有効に利用できます。



イ) 図書館からの眺望の確保

隣接する図書館から綿向山や田園風景の眺望を妨げないよう、園舎は敷地の北側に配置します。園舎および園庭の必要規模を踏まえると、敷地北東側に配置することで、図書館からの視線は園庭を抜けて、本町の田園風景を望むことができます。

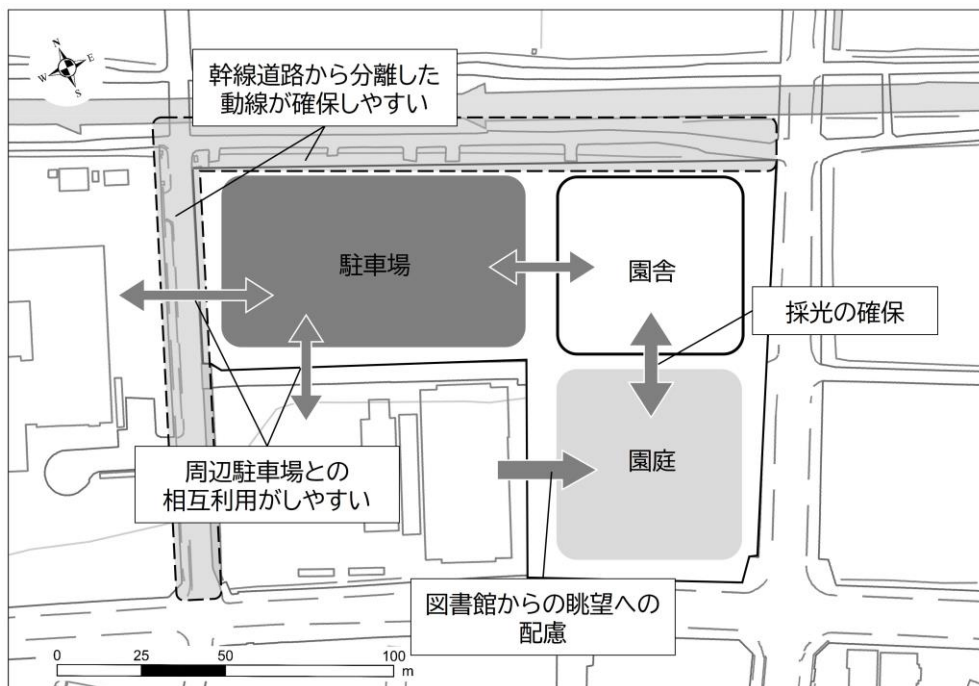


ウ) 周辺との関係

敷地西側に駐車場を配置することで、幹線道路から分離された車両動線の確保が容易になり、わたむきホールや図書館の駐車場との相互利用もしやすくなります。



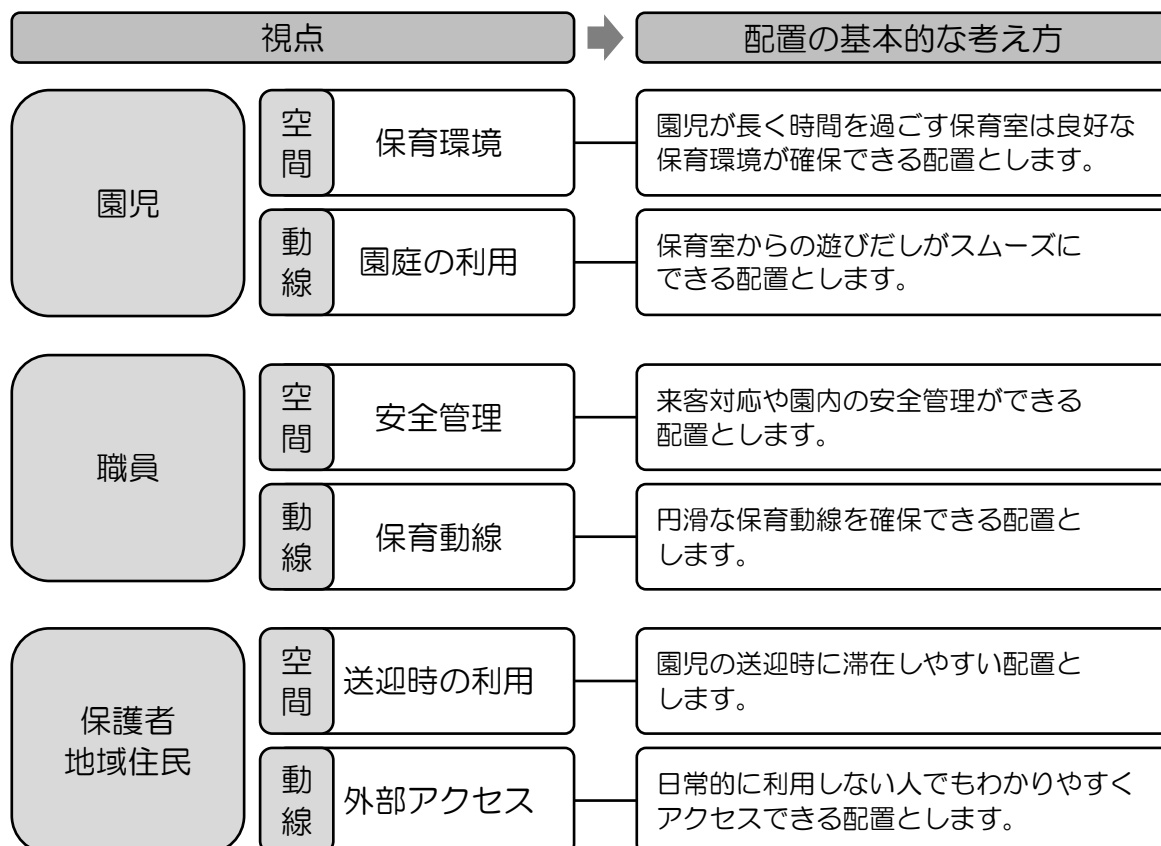
■建物配置図■



(2) 園舎内機能配置方針の設定

園舎内の機能や諸室の配置を検討するため、「保育者で検討した施設整備にかかる基本的な考え方（配慮項目）」に示された視点をもとに、新こども園の主な利用者である、園児、職員、保護者・地域住民を想定し、それぞれに配慮した配置の基本的な考え方を整理しました。

■配置の基本的な考え方■



5. スケジュール

令和10年度4月開園を目標とした今後のスケジュールは、次のように想定します。

整備候補地については、各種法令上の許可等を得る必要があることから、関係機関と調整しながら、スケジュール調整をおこない進めることとなります。

■整備スケジュール■

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
用地買収・測量等	用地買収・測量等			
設計	基本設計	詳細設計		
工事			工事	
開園準備			開園準備	● 4月開園

資料編

保育者で検討した施設整備にかかる基本的な考え方(配慮事項)

本資料は、令和6年度新施設整備検討会（各園長で構成）にて、新こども園の整備へ向けて保育者からの意見をまとめたもの「施設整備にかかる基本的な考え方（配慮事項）」の理由を再整理したものである。本検討会は、以下の経過で実施された。

検討会の開催経過

第1回検討会	4月24日（水）	14：30～	防災センター1階研修室
第2回検討会	5月23日（木）	14：30～	201会議室
第3回検討会	6月13日（木）	14：30～	201会議室
第4回検討会	7月 3日（水）	14：30～	202会議室
第5回検討会	7月26日（金）	14：30～	202会議室

先進地研修の実施状況

4月27日（土）	8：30～13：30	認定こども園ひかりの森（彦根市）	37名
5月11日（土）	8：30～13：30	認定こども園ひかりの森（彦根市）	27名
			計 64名
5月 9日（木）	15：00～17：00	蒲生幼児園（東近江市）	18名
5月10日（金）	15：00～17：00	中野むくのき幼児園（東近江市）	19名
5月15日（木）	10：00～12：00	おうみ認定こども園（米原市）	5名
6月26日（水）		なぎっ子こども園（岡山市奈義町）	13名

■認定こども園ひかりの森(彦根市)■



■おうみ認定こども園(米原市)■



施設整備にかかる基本的な考え方（配慮項目）

1/3

	配慮事項	備考
基本的な考え方	①職員が働きたい、ここで働き続けていて良かったと思える園づくりのために考えていく ②広い範囲の園舎になるので管理がしやすい配慮が必要 ③風通しや温度調節が容易にでき、快適さを感じられるようにする ④動きやすさ、使い勝手の良さは効率の良さに影響する ⑤常に使いやすいことで有効利用でき、無駄もなくなる	
安全	①子どもの安全を見守れる環境プラス防犯カメラやフェンス等の設置による安全管理も必要 ②子どもが安心して安全に過ごせる場所であるように。子どもの欲求に応じて生活できること。 ③特に低年齢児保育室は指詰防止、転倒防止等安全管理や衛生管理に留意することが必要である ④最も大切なことは園児の安全確保をすること ⑤遊具での事故や怪我は多いので安全面の配慮が必要 ⑥安全の為、画鋲の使用はしない ⑦大胆な遊びも展開されるので枠組みは安全面に配慮する	⑦遊びの諸条件兼
防災	①水害や不審者対応で避難できるように会議室等を2階に設ける（税負担がひたすら増え続けないか） ②自力での避難が困難な子ども達なので避難しやすい環境を整える ③予測できない災害や犯罪から子どもを守り対応できるシステムや装備が必要	①安全 兼
駐車場・送迎	①駐車場内での事故やトラブルが起こらないように安全面に十分な配慮をしたい ②保護者や職員の人数にあった十分な駐車スペースは必要。行事等で駐車場の確保がいつも苦勞する ③送迎が安全にできること	①②③安全 兼
年齢など各集団に応じたエリア	①エリアがあると遊びの確保と遊びの状況により使い分けができる ②年齢や生活時間、遊びの時間に配慮したクラス配置が必要 ③年齢に応じて広場があると安心安全の基、遊ぶことができ、年齢毎の活動もしやすくなる ④各年齢の遊びの保障や次の日に遊びがつながるような環境が必要 ⑤年齢に応じたトイレの場所、便器、着替えスペースなど考慮が必要 ⑥低年齢児対象、少人数対象等小遊戯室もあると良い ⑦可動式の間仕切りにより月齢や年齢によりスペースの使い分けができること ⑧目が離せない月齢児への対応や安心してできる大人の存在が身近に感じられるようにする ⑨年齢に応じて、子どもたちが遊びの準備から片付けまでできる環境が必要	⑨遊びの諸条件兼
収納	①年齢に応じて収納物も違うので各年齢別に収納スペースが必要 ②可動式のロッカーや棚、組み合わせができる遊具等はその時々状況に対応できたり、保育者の思いが実現しやすい ③どうしても廊下に物を置いてしまいがちになるので廊下には物を置くことが無いよう収納スペースはしっかり確保したい ④収納物や備品は大変多いので、園全体としても教材庫、収納スペース、倉庫が必要 ⑤使用備品が幅を取るものが多いので器具庫は広さと収納しやすさが必要	
手洗い場	①年齢や利用状況に応じた手洗い場が必要。保育室内、テラス前、外用等、活動や動線を意識した配置 ②砂遊びでは砂、プラス水が大きな環境となる。手足の洗い場も必要なので近くに水場を設置 ③年齢や利用状況に応じた手洗い場が必要。保育室内、テラス前、外用等、活動や動線を意識した配置	①②③遊びの諸条件・年齢など各集団に応じたエリア兼

	配慮事項		備考
遊びの 諸条件 思い切り できる	①保育室は1階に設け、子どもが遊びだしやすいように ②子どもが遊びたい、やってみたいと思える遊具が必要 ③遊びに継続性が持たせられる場が必要 ④プール遊び、水遊び、作業後の更衣が気持ちよく、スムーズに行えるようにする ⑤水遊び後は温水が必要 ⑥生活しやすいこと、思い切りやりたい遊びが楽しめることを可能にする広さが必要 ⑦遊戯室はたくさんの人数が集まれる場所、子どもが思い切り体を動かせる場所、雨の日の活用場所等、広さを要する。広いだけに音の反響には配慮が必要 ⑧体力づくりの仕掛けがあるとよい		
外と中の 境界	①すべてフラットだと雨や砂があがりやすいので、ある程度の段差は必要 ②テラスの活用ができるとよい。雨の日の遊び場としても使えると良い		
日よけ	①日よけ対策はしっかりしていて簡単に設置できるものがよい ②最近の気象状況に対応していくために日陰となる場所や雨をしのいで遊べる場所が必須		
音響	・集会時での音響設備は必要		
調理室と 子ども	・調理室の様子が見えることにより、食育につながり、感謝の気持ちなど心の育ちにもつながる		
職員が保育 から気持ち を切り替えら れる	①業務の効率が上がる。ほぼ同時にPCを使用することが多いので台数は必要 ②事務の軽減や、仕事の効率をあげるために設備を整える ③保育から離れてしっかり気持ちの切替ができること、リラックスできる場所が必要		①②③落ち着いた空間 兼
落ち着いた 空間	①落ち着いた場所でじっくり絵本が見られる場所が必要 ②外観や建物から子どもが刺激を受けすぎないこと、落ち着いて過ごせることが大切 ③支援を必要とする子が安心したり、落ち着いて過ごしたりできる場が必要		
常時子ども に目が届く	・保育中に極力子どもから離れる時間を無くすように近くに大人用トイレが必要		
コミュニ ケーション	職員	連絡、連携がしっかりとれること コミュニケーションが図りやすく、職場の雰囲気や就労環境をよくする	
	専門家と職員	専属で対応できる専門職員の配置は必要	
	保護者と 職員	①個別対応や個別相談が増えているので懇談室は複数必要 ②保護者とのコミュニケーションが日頃から何気なく図れる場が必要。掲示物が1か所だと連絡もれない ③子どもの安全や職員の状況、保護者や来園者の出入りを把握できるように。速やかな対応ができるように ④子どもが安心して休息できたり、保護者の迎えを待つことができるように ⑤子育て支援、保護者交流の場はこれからますます必要となる ⑥職員の出入り口は別に設け、区別がつけられるようにする	①～⑥落ち着いた空間 兼 ⑤専門家と職員 兼

配慮事項		備考
コミュニケーション	エントランス	①子どもが1番に園の雰囲気をを感じる場合は明るく、園生活に期待がもてること ②保護者とのコミュニケーションが日頃から何気なく図れる場が必要。掲示物が1か所だと連絡もれない ③子どもの安全や職員の状況、保護者や来園者の出入りを把握できるように。速やかな対応ができるように ④子育て支援、保護者交流の場はこれからますます必要となる ⑤職員の出入り口は別に設け、区別がつけられるようにする
	地域と園	①地域や周辺の施設等と連携が取りやすいこと ②地域にとっての園、地域に支えてもらっている園としても考えていく必要がある
環境・自然	①日野の自然を活かせること ②園内でも様々な自然を身近に感じることができることにより、5感の育ちにも影響する ③生物の成長を身近にみることができることは豊かな感性や心を育んだり、食育にもつながる ④周辺の環境、騒音、安全面に考慮する	
プライバシー	①子どものプライバシーを守る配慮をする ②プライバシー保護の為の対応は必須。	
衛生	①集団生活の中で感染を広げない対応ができることが必要 ②衛生面の配慮のためにも調理室専用のもの、場所が必要 ③衛生的にも掃除のしやすさ、収納に配慮が必要	

日野町認定こども園整備基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 日野町の子育て環境および、未来を担う子ども達にとってより良い幼児教育保育環境を持続可能なものとし、0歳児から5歳児まで同じ環境かつ適正な集団規模の中で連続性のある保育と幼児教育を推進していくため、幼保連携型認定こども園を新たに整備する。その基本構想を策定するため、日野町認定こども園整備基本構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園を設置するために策定する日野町認定こども園整備基本構想および用地選定に関して、必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 自治会等から推薦された者
- (2) 関係する幼稚園、保育所、こども園等の保護者
- (3) 関係する幼稚園、保育所、こども園等の職員
- (4) 幼稚園、保育所、こども園等の設置または運営に関し識見を有する者
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。
 3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、子ども支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
 （策定委員会の招集の特例）
- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

日野町認定こども園整備基本構想策定委員会 概要

「第1章 3. 本基本構想の策定体制」において記載したとおり幼保連携型認定こども園を新たに整備することから、日野町認定こども園整備基本構想策定委員会において、本基本構想および用地選定について専門的な見地から幅広い意見を伺いました。

以下に、委員名簿及び検討経過を整理する。

■委員名簿■

日野町認定こども園整備基本構想策定委員会設置要綱 (組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

(1) 自治会等から推薦された者

期間：R6.10～R7.3

No.	氏 名	役 職 等	備考
1	望主 昭久	令和6年度 全町区長会長、必佐地区区長会長	◎(R6.10～R7.3)
2	竹村 孝幸	令和6年度 全町区長会副会長、日野地区区長会長	

期間：R7.4～R7.8

No.	氏 名	役 職 等	備考
1	野田 晃弘	令和7年度 全町区長会長、日野地区区長会長	○(R7.4～R7.8)
2	奥村 英幸	令和7年度 全町区長会副会長、東桜谷地区区長会長	

(2) 関係する幼稚園、保育所、こども園等の保護者

No.	氏 名	役 職 等	備考
3	井上 美鈴	令和6年度 南比都佐幼稚園保護者代表	
4	中沼 譲太	令和6年度 保育園保護者代表、あおぞら園保護者会会長	

(3) 関係する幼稚園、保育所、こども園等の職員

No.	氏 名	役 職 等	備考
5	竹内 真里	町園長会代表、日野幼稚園園長	

(4) 幼稚園、保育所、こども園等の設置または運営に関し識見を有する者

No.	氏 名	役 職 等	備考
6	佐々木 和之	在り方検討懇話会委員長、びわこ学院大学非常勤講師	
7	大橋 美智子	在り方検討懇話会副委員長、認定こども園ひかりの森顧問	

(5) その他町長が適当と認める者

No.	氏 名	役 職 等	備考
8	加納 麻菜	在り方検討懇話会公募委員	
9	北岡 秀王	在り方検討懇話会公募委員	○(R6.10～R7.3) ◎(R7.4～R7.8)

◎:委員長 ○:副委員長

【検討経過】

第1回日野町認定こども園整備基本構想策定委員会（令和6年12月 2日）

第2回日野町認定こども園整備基本構想策定委員会（令和7年 1月22日）

第3回日野町認定こども園整備基本構想策定委員会（令和7年 5月19日）

第4回日野町認定こども園整備基本構想策定委員会（令和7年 7月 2日）



新こども園（幼保連携型認定こども園）整備候補地図及び、周辺施設

日野町認定こども園整備基本構想

令和7年8月

◆発行 日野町

◆編集 日野町子ども支援課

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

TEL 0748-52-6583

E-mail kodomo@town.shiga-hino.lg.jp
